

みよし市ごみ処理基本計画中間見直し  
(案)

令和4年3月

みよし市



## 目 次

<b>第1章 総論</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画の目的 .....	1
第2節 計画の性格 .....	2
第3節 計画の概要 .....	2
1 計画の期間 .....	2
2 計画の範囲 .....	2
3 用語の定義 .....	3
<b>第2章 地域の概況</b> .....	<b>4</b>
第1節 市の概要 .....	4
1 位置 .....	4
2 自然条件 .....	4
第2節 社会条件 .....	5
1 人口 .....	5
2 産業 .....	7
3 関連計画 .....	8
<b>第3章 ごみ処理の現況と課題</b> .....	<b>10</b>
第1節 ごみ処理行政の沿革 .....	10
第2節 ごみ処理体制 .....	11
1 分別区分と収集体制 .....	11
2 ごみ処理フロー .....	13
第3節 ごみ処理の実績 .....	14
1 ごみの排出量 .....	14
2 ごみの組成分析 .....	15
3 減量化、再生利用施策 .....	16
4 収集・運搬 .....	22
5 中間処理 .....	23
6 最終処分 .....	26
7 ごみ処理に係るコスト .....	27
第4節 ごみ処理の評価 .....	29
1 分別区分の評価 .....	29
2 システム分析による類似都市との比較評価 .....	30
3 前計画の減量目標の達成状況 .....	32
第5節 関係法令等 .....	33
1 第四次循環型社会形成推進基本計画 .....	34
2 県の廃棄物に関する計画 .....	35
第6節 課題の整理 .....	37
1 ごみの減量化・資源化 .....	37

2	ごみの適正処理	40
<b>第4章</b>	<b>基本目標</b>	<b>43</b>
第1節	基本目標	43
第2節	ごみ排出量の将来推計	44
1	予測方法	44
2	将来人口予測	46
3	現状のまま推移した場合のごみ排出量の将来予測	48
4	減量目標	50
5	減量目標を達成した場合のごみ排出量の将来予測	51
<b>第5章</b>	<b>基本計画</b>	<b>55</b>
第1節	ごみの排出抑制のための方策に関する事項	55
1	ごみ減量の推進	55
2	資源化の推進	57
3	安全で適正な収集・処理体制の推進	58
第2節	分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	59
第3節	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	60
1	収集・運搬計画	60
2	中間処理計画	62
3	最終処分計画	63
4	資源化量計画とリサイクル率	64
第4節	ごみの処理施設の整備に関する事項	65
1	中間処理施設	65
2	最終処分場	65
<b>第6章</b>	<b>災害廃棄物処理計画</b>	<b>66</b>
第1節	みよし市の災害廃棄物	66
1	災害発生時の廃棄物処理への影響（課題の整理）	66
2	対象とする災害	66
3	対象とする廃棄物	67
4	対象とする業務	68
第2節	災害廃棄物対策	68
1	災害廃棄物発生量の推計	68
2	災害廃棄物処理の基本フロー案と処理の基本方針	69
3	定期見直し	69
<b>第7章</b>	<b>進行管理</b>	<b>70</b>

# 第1章 総論

## 第1節 計画の目的

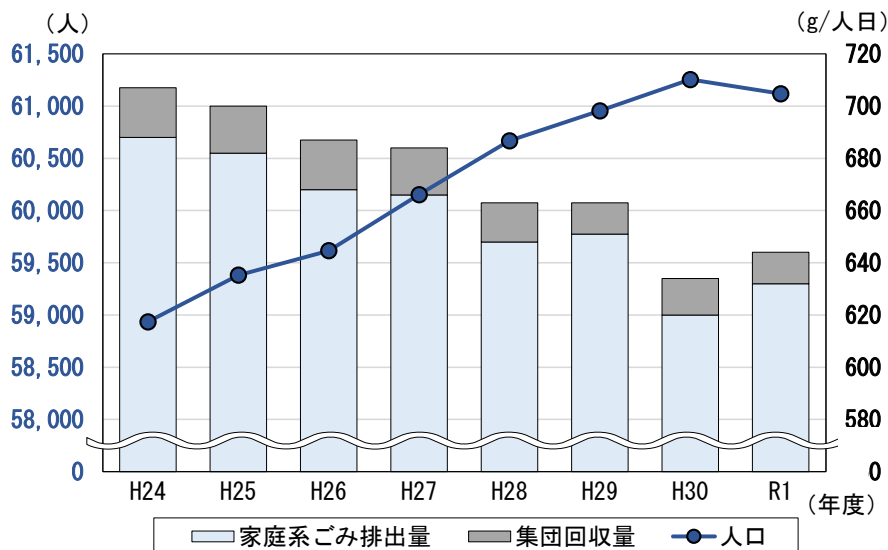
高度成長期とバブル期を経て大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造から急激な増加の一途を辿っていた我が国のごみ総排出量は、法律の整備、分別品目の拡充や各種リサイクルの進展など循環型社会の形成が進むとともに、産業構造の変化や景気変動、国民の環境意識の醸成等の影響もあり、平成12年度をピークに減少傾向に転じています。

一般廃棄物の適正な処理を行うため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項に基づき、市町村は当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないこととされています。

本市では平成24年度から令和8年度までを計画期間として策定した「みよし市ごみ処理基本計画」について、平成29年度に中間見直しを実施（以下、「前計画」という。）し、ごみの減量化・資源化、適正処理に取り組んでいます。その結果、人口が増加しているにもかかわらずごみ排出量、特に家庭系ごみ排出量は減少しており（図1-1）、「みよし市ごみ処理基本計画」の減量目標に向けて取り組んでいるところです。

そこで、本市のごみの減量化・資源化、適正処理について、ごみ処理を取り巻く社会情勢や市民意識の変化等を踏まえ、令和8年度の目標年度までの本市のごみ処理行政の基本的な方針を示すとともに、さらにその先の長期的かつ総合的な視野に立った「ごみ処理基本計画」とするため、前計画を見直します。

図1-1 人口推移と家庭系ごみ排出量の推移



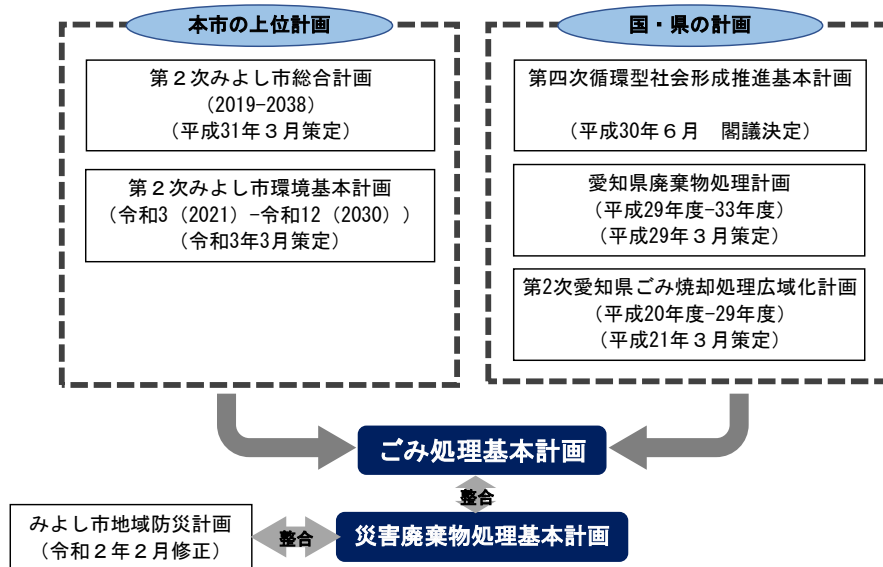
資料：各年度 一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県

## 第2節 計画の性格

本計画と他の計画の関係は図 1-2 のとおりです。

本計画は「廃棄物処理法 第6条第1項」及び「みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定に基づき策定するものであり、環境基本法に基づく「環境基本計画」等と整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となるものです。

図 1-2 本計画と他の計画との関係



## 第3節 計画の概要

### 1 計画の期間

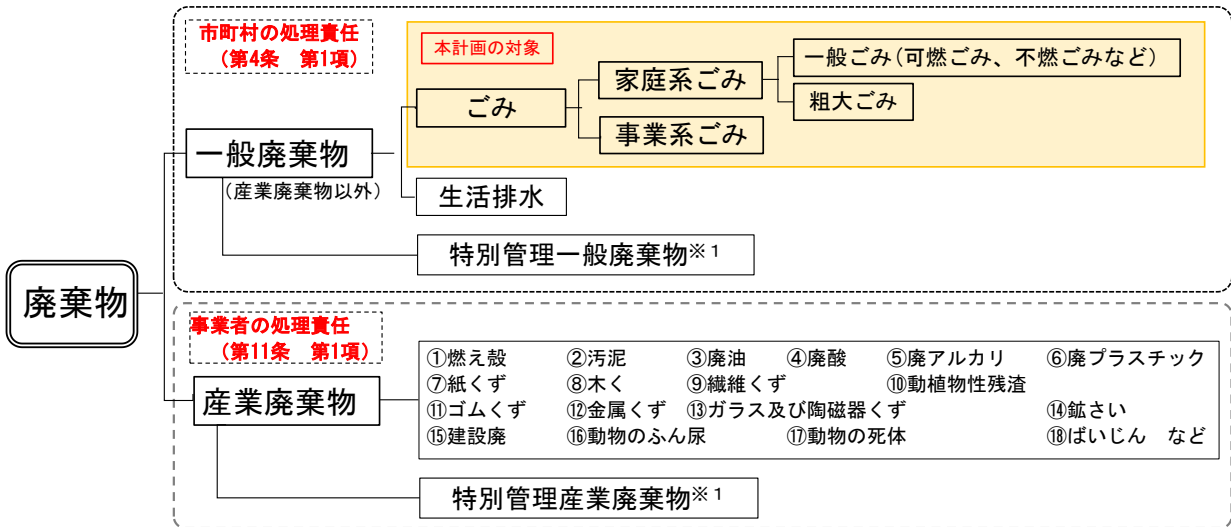
本計画は計画期間平成 24 年度から令和 8 年度（平成 38 年度）までの「ごみ処理基本計画」の改定版であることから最終目標年度は前計画を踏襲し、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の計画期間とします。

計画	年度	平成							令和							
		24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
みよし市ごみ処理基本計画		[Shaded bar from year 24 to 8]														
中間見直し（前計画）						見直し										
中間見直し（本計画）										見直し						

### 2 計画の範囲

廃棄物処理法では「廃棄物」とは「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの」と定義され、産業廃棄物と一般廃棄物からなります。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物と定義されています。本計画において対象とする廃棄物は、図 1-3 に示す一般廃棄物のうち「ごみ」とします。

図 1-3 廃棄物の区分



※ 1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの（廃棄物処理法第 2 条 3、5）

### 3 用語の定義

ごみ処理に関連する用語は、排出量、収集量、それぞれに資源化物を含む場合や含まない場合など複雑で、出典等により異なる場合があります。そのため、本計画で使用する用語を図 1-4 に示すとおり定義します。

図 1-4 本計画で用いる用語の定義

排出・収集区分		用語の定義	
家庭系	収集	家庭系収集燃やすごみ	家庭系ごみ 総収集量
		家庭系収集不燃ごみ	
		家庭系収集粗大ごみ	
		家庭系収集資源	
	直接搬入	家庭系搬入燃やすごみ	家庭系ごみ 総直接搬入量
		家庭系搬入不燃ごみ	
		家庭系搬入粗大ごみ	
		家庭系搬入資源	
事業系	許可業者収集	事業系許可収集燃やすごみ	事業系ごみ 総許可収集量
		事業系許可収集不燃ごみ	
		事業系許可収集粗大ごみ	
		事業系資源許可収集量	
	直接搬入	事業系直搬燃やすごみ	事業系ごみ 総直接搬入量
		事業系直搬不燃ごみ	
		事業系直搬粗大ごみ	
		事業系直搬資源	
集団回収			

・ 家庭系（収集+直接搬入）資源+事業系（許可収集+直搬搬入）資源  
+ 集団回収量+施設経由の資源化 : 総資源物回収量

・ リサイクル率（%）= 総資源物回収量 ÷ ごみ総排出量 × 100

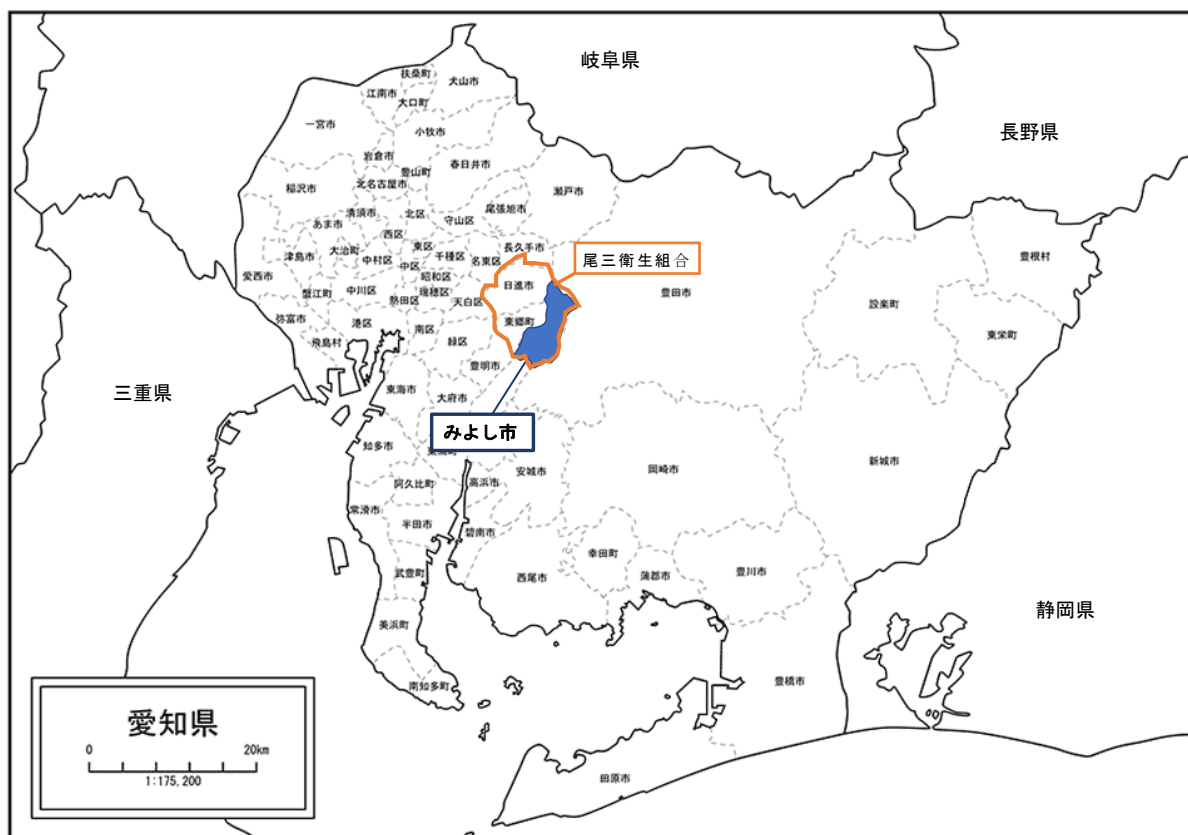
## 第2章 地域の概況

### 第1節 市の概要

#### 1 位置

本市は、愛知県内のほぼ中央部、西三河地区の西端にあり、名古屋市中心部から東へ約17 km、豊田市中心部から西へ約7 kmに位置し、豊田市、刈谷市、日進市、愛知県東郷町と隣接しています。東西約5 km、南北約10 km最大幅があり、市域面積は32.19 km<sup>2</sup>となっています（図2-1）。

図2-1 位置図



#### 2 自然条件

##### (1) 気候

本市の気候は太平洋側特有の表日本式気候のうち東海式気候区に属しています。東海式気候区の特徴は比較的温暖で、冬の小雨、乾燥と夏の高温、多雨となっており、特に台風期の多雨が挙げられます。

図2-2に示すように降水量は台風などによって大きく変動しています。2020年は「令和2年7月豪雨」が発生しており、本市でも降水量が多くなっています。

過去の月別の平均気温については図2-3に示すとおりです。

今後は、気候変動による豪雨や大型台風への注意が必要です。



図 2-2 過去の月別降水量合計（豊田アメダスデータ）

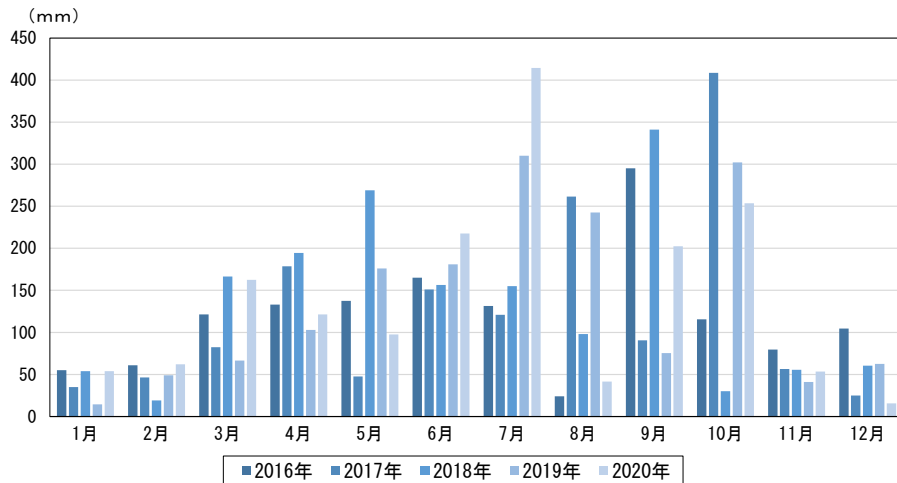
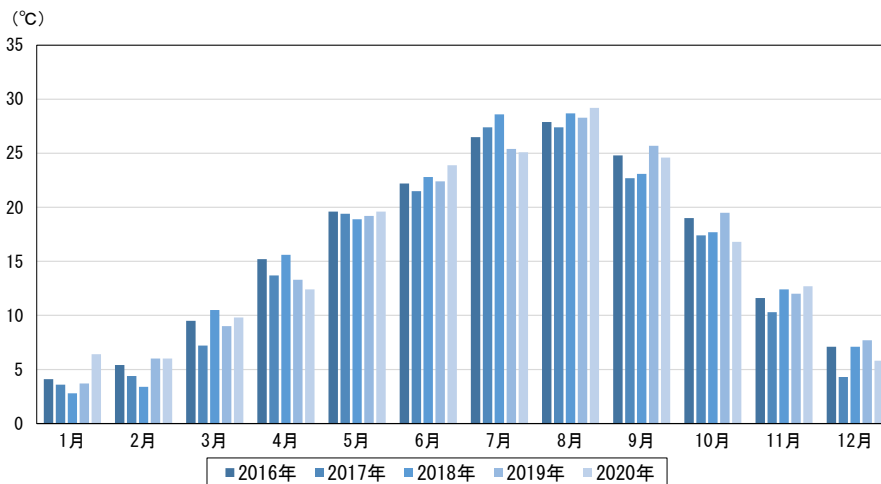


図 2-3 過去の月別平均気温（豊田アメダスデータ）



## (2) 地勢

本市は豊田市側の北部から南部にかけて丘陵地を構え、中央部から西南部にかけてはやや平坦な地形となっています。南部の丘陵地は果樹栽培を主とした農業地帯となっていて、北部の丘陵地には土地区画整理事業により整備された住宅地が広がり、中央部の平坦地に市役所をはじめ公共施設が集積しています。本市の北部を源とする境川が東郷町との境界部を流れ、本市の東南端を豊田市から続く逢妻女川が流れています。

## 第2節 社会条件

### 1 人口

本市の長期的な人口推移を図 2-4 に示します。人口は令和元年度までは増加を続けていましたが、令和 2 年度に微減に転じています。一方世帯数は増加傾向が続いており、それに伴い世帯当たりの人員数は減少しています。

令和 2 年における人口は 61,040 人、世帯数 24,363 世帯となっています。

また、本市の高齢化率の推移を図 2-5 に示します。高齢化率は令和 2 年度で 18.2%と

なっています。本市は現在高齢社会（高齢化率 14%超から 21%）に該当しますが、全国の高齢化率の平均 28.4%（表 2-1）と比較すると高齢化率は低い状況です。しかしながら、高齢化率は増加傾向にあり、遠くない将来には超高齢社会（高齢化率 21%超）を迎えると思われます。

図 2-4 人口及び世帯数の推移

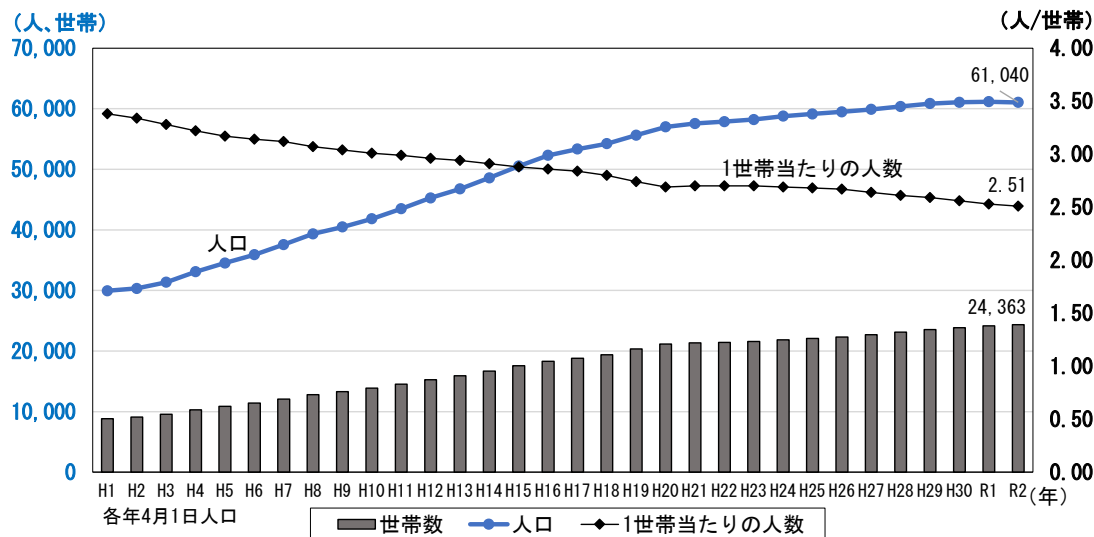


図 2-5 高齢化率の推移と高齢化の定義

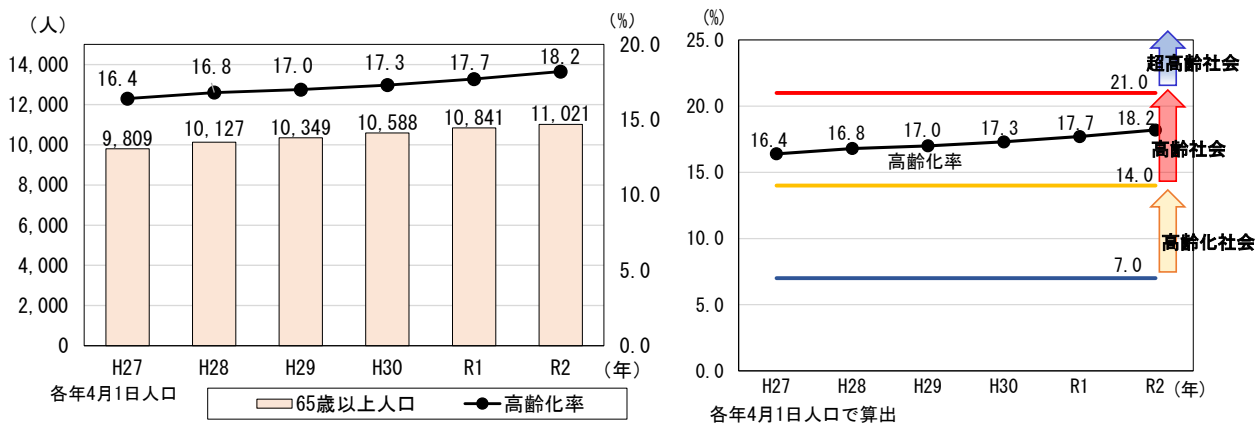


表 2-1 全国高齢化の現状

		令和元年10月1日		
		総数	男	女
人口 (万人)	総人口	12,617	6,141	6,476
	65歳以上人口	3,589	1,560	2,029
	65~74歳人口	1,740	831	908
	75歳以上人口	1,849	729	1,120
	15~64歳人口	7,507	3,802	3,705
	15歳未満人口	1,521	779	742
構成比	総人口	100.0	100.0	100.0
	65歳以上人口 (高齢化率)	28.4	25.4	31.3
	65~74歳人口	13.8	13.5	14.0
	75歳以上人口	14.7	11.9	17.3
	15~64歳人口	59.5	61.9	57.2
15歳未満人口	12.1	12.7	11.5	

資料：総務省「人口推計」令和元年10月1日（確定値）  
 (注)「性比」は、女性人口100人に対する男性人口

資料：令和元年度版 高齢社会白書

## 2 産業

平成28年の事業所数及び従業者数は、公務を除く事業所数1,856事業所、公務を除く従業者数34,025人となっています（表2-2）。

内訳をみると、事業所は卸売・小売業が約21%と最も多く、次いで製造業が約17%、宿泊業、飲食、サービス業が約11%となっています。従業者数では、製造業が約50%と最も多く、次いで卸売業・小売業が約15%となっています（図2-6）。

表2-2 産業分類別事業所数及び従業者数

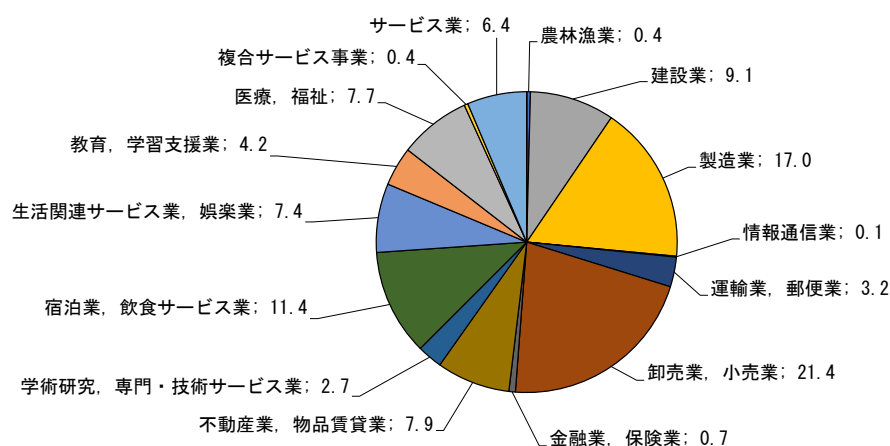
産業分類	事業所数		従業者数	
	(事業所)	(%)	(人)	(%)
A～B 農林漁業	7	0.4	51	0.1
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-
D 建設業	170	9.1	877	2.6
E 製造業	315	17.0	16,929	49.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
G 情報通信業	3	0.1	11	0.0
H 運輸業, 郵便業	59	3.2	2,173	6.4
I 卸売業, 小売業	397	21.4	5,087	14.9
J 金融業, 保険業	13	0.7	164	0.5
K 不動産業, 物品賃貸業	146	7.9	457	1.3
L 学術研究, 専門・技術サービス業	51	2.7	1,020	3.0
M 宿泊業, 飲食サービス業	211	11.4	2,112	6.2
N 生活関連サービス業, 娯楽業	138	7.4	929	2.7
O 教育, 学習支援業	78	4.2	678	2.0
P 医療, 福祉	143	7.7	1,754	5.2
Q 複合サービス事業	7	0.4	159	0.5
R サービス業(他に分類されないもの)	118	6.4	1,624	4.8
S 公務(他に分類されるものを除く)	-	-	-	-
全産業計	1,856	100.0	34,025	100.0

平成28年経済センサス活動調査

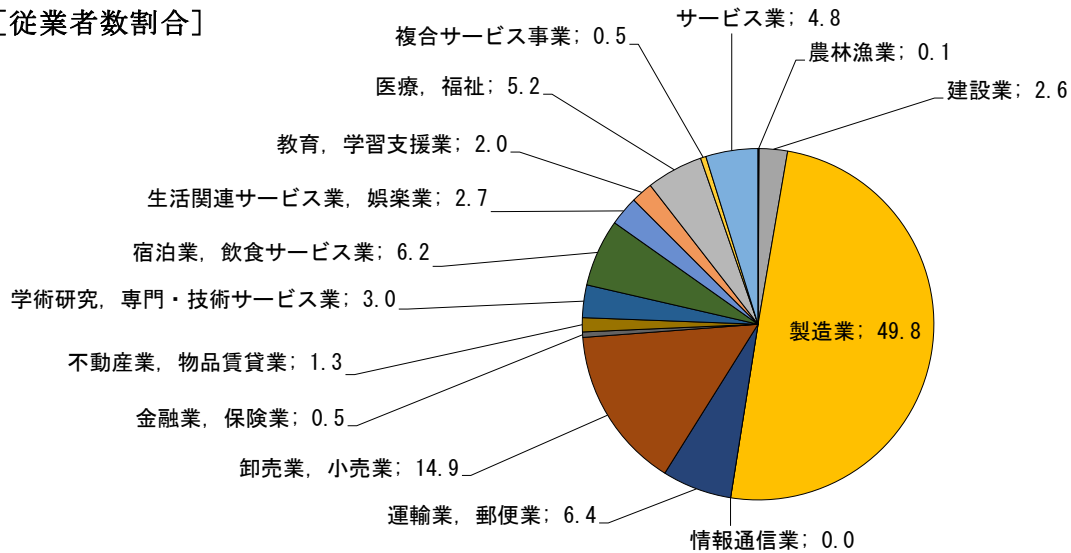
資料:みよしの統計 令和元年度版

図2-6 産業分類別事業所数及び従業者数割合

[事業所数割合]



[従業者数割合]



平成 28 年 経済センサス活動調査  
資料：みよしの統計 令和元年度版

### 3 関連計画

#### (1) 第2次みよし市総合計画（2019-2038）抜粋

**みんなで育む笑顔輝くずっと住みたいまち**

基本目標	取組方針	取組分野
自然環境を守り 未来へつなぐまち	環境にやさしいまちにしよう	循環型社会

●取組分野のねらい

リサイクルステーションの増設や3Rに関するPRなどにより、市民のリサイクル意識を高め、資源の再利用や再資源化を目指します。

●目標指標

指標名	指標の定義	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
再利用資源回収率	家庭系ごみの総排出量に占める 再利用資源回収量の割合	21.1% (平成28年)	27%	28%

主な取組

- 1 再利用資源回収率の向上  
再利用資源の有効利用とごみの減量化を推進し、市民のリサイクル意識の向上のため、リサイクルステーションを運営します。  
3カ所目のリサイクルステーションを開設し、再利用資源回収率の向上を図ります。
- 2 リサイクル活動の支援  
リサイクル意識の向上のために、市内で活動する小中学校PTAや子ども会などの団体に対し、資源ごみ回収のための活動を支援します。
- 3 生ごみ減量化の推進  
機械式生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器の購入に対しての支援をすることで、家庭から排出される生ごみを自ら処理することを推進し、生ごみの減量化を図ります。また、尾三衛生組合「東郷美化センター」から発生する焼却灰などの残渣を減少させ、最終埋立処分場の延命化を図ります。

(2) 第2次みよし市環境基本計画(2021-2030)(抜粋)

将来像：循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち

施策分野	目指すまちの姿	施策	主な取り組み
3 循環型のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃棄物減量化がさらに進み、小型家電など資源の有効利用が実現している。</li> <li>●ごみ出し・収集での高齢者対策、有害物質対策や、災害廃棄物対策などの仕組みが構築されている。</li> </ul>	1 資源の循環利用の推進	・ごみの減量の推進
			・4Rの推進
		2 資源の地域循環	・ごみの適正処理
			・水の有効利用
			・地産地消の取り組み

【成果指標】

「循環型まちづくり」の達成に関連する数値目標として、1人1日当たりのごみ排出量の削減を定めます。

①数値目標

数値目標	平成30年度 現状値	令和7年度 中間目標値	令和12年度 目標値
1人1日当たりのごみ排出量(家庭系)(g)	514	487	475

②取組指標の一覧

指標名	指標の定義
生ごみ処理機および生ごみ堆肥化容器購入への補助台数(台)	生ごみ処理機および生ごみ堆肥化容器購入への購入費の一部を補助した台数(累計)
広報紙「譲ります」「譲ってください」掲載物品数(品)	広報紙での「譲ります」「譲ってください」年間掲載物品数(実数)
リサイクル*率(%)	年間ごみ総排出量のうち資源化された割合(総資源化量/年間ごみ排出量×100)
雨水貯留タンク設置への補助台数(台)	雨水貯留タンク設置への補助台数(累計)
産地施設などの店舗数(店舗)	産直施設および大型スーパー内産直コーナー数
学校給食センターでの地元農産物利用率(%)	学校給食センターでの地元農産物の食材利用率(愛知県産品目数の割合)

【資源の循環利用の推進に対する取組指標】

指標名	令和元年度 現状値	令和7年度 中間目標値	令和12年度 目標値
生ごみ処理機および生ごみ堆肥化容器購入への補助台数(台)	3,457	3,625	3,765
広報紙「譲ります」「譲ってください」掲載物品数(品)	39	45	50
リサイクル*率(%)	19.3 (平成30年度)	27.4	28.4

## 第3章 ごみ処理の現況と課題

### 第1節 ごみ処理行政の沿革

ごみ処理行政の沿革を表 3-1 に示します。本計画では平成 15 年度から令和 2 年度までを整理します。

表 3-1 ごみ処理行政の沿革

年度	みよし市	尾三衛生組合
H15	グリーンステーション三好西側にリサイクルステーションみよし開設（2か所目） リサイクルステーションみよしにてプラスチック製容器包装の回収を追加 小サイズの可燃ごみ袋販売	
H16	ごみ収集業務（計画収集）全域で委託化	
H17	三好町分別収集計画改訂（H15～H19） リサイクルステーションみよしの回収品目に使い捨てライター、スプレー缶、食用油、割り箸を追加（回収品目17種類）	
H18	リサイクルステーションみよしの回収品目に陶器、水銀入り体温計を追加（回収品目19種類）	焼却施設・リサイクル施設精密機能検査
H19	三好町分別収集計画改訂（H20～H24） リサイクルステーションみよしの回収品目にオートバイ用・自動車用バッテリー、CD・DVD、CD・DVDケースを追加（回収品目22種類）	リサイクルステーション移設
H20	レジ袋の無料配布を中止	
H21	レジ袋の無料配布中止店舗拡大	焼却施設整備基本構想策定
H22	みよし市分別収集計画改訂（H22～H26） みよし市環境基本計画策定（H23～H34）	
H23	みよし市不燃物埋立処分場適正化工事着工（～H24.12） 「ポイ捨て等の防止に関する条例」制定、平成24年4月より施行 ごみ処理基本計画改訂	ごみ処理基本計画改訂、計量機増設
H24	みよし市不燃物埋立処分場適正化工事完了	尾三地域循環型社会形成推進地域計画策定
H25	みよし市不燃物埋立処分場受入再開 使用済家庭用小型家電製品の回収（リサイクルステーションみよしの回収品目に追加）開始	旧施設解体工事（ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設）H25～H26 廃棄物処理施設長寿化計画策定
H27		ごみ焼却施設基幹的設備改良工事H27～31 ストックヤード整備工事
H28	ごみ処理基本計画素案作成	資源回収ストックヤード開設 ごみ処理基本計画見直し
H29	計画収集のびん、缶の処理先を民間業者へ変更 ごみ処理基本計画中間見直し	
H30	不燃ごみの金属類、陶磁器ガラスへの分別収集開始（計画収集）	
R 1	再利用資源にペットボトルを加えた収集を開始（計画収集）	
R 2	プラスチック製容器包装の収集開始（計画収集） 三好公園第4駐車場北にリサイクルステーションみよし開設（3か所目） ごみ分別促進アプリ「さんあ～る」の運用開始	

## 第2節 ごみ処理体制

### 1 分別区分と収集体制

ごみの分別区分を表 3-2 に示します。燃やすごみ（以下、「可燃ごみ」と言います。）、燃えないごみ（以下、「不燃ごみ」と言います。）、粗大ごみと再利用資源です。

分け方・出し方の詳細は図 3-1 に示すとおりです。

表 3-2 ごみの分別区分と収集体制（令和 2 年度）




区 分		出し方	頻 度	内 容
可燃 ごみ	燃やすごみ	市指定袋	2回/週	台所ごみ、革製品、木くず、カセットテープ、ビデオテープ、バケツ、CD、プラスチック製おもちゃ等
不燃 ごみ	金属ごみ	市指定袋	2回/月	金属くず（フライパン、鍋、ねじ、やかんなど）、危険物類（はさみ、包丁、スプレー缶など）、その他（割れた蛍光灯、白熱・LED電球、傘、ボトル型缶のふたなど）
	陶磁器・ガラスごみ	市指定袋	1回/月	ガラスくず（板ガラス、コップ、花瓶など）、陶磁器類（茶碗、食器、植木鉢など）、その他（鏡、水槽、人形ケースなど）
粗大ごみ		戸別収集	電話予約	家具（たんす・ソファ等）、電気製品（電子レンジ・扇風機等）、石油機器（コンロ・ファンヒーター等）、寝具・敷物（ふとん・じゅうたん等）、自転車等
再利用 資源	プラスチック製容器包装	市指定袋	1回/週	 マークが表示しているものが対象 プラスチック製容器包装（ボトル類、カップ類、トレイ類、ポリ袋等）
	びん	コンテナ	1回/月	酒類びん、ビールびん、ジャムびん、ドリンクびん、しょうゆびん等、飲料用・びん詰用びん
	かん	コンテナ	1回/月	飲料缶、缶詰用缶、海苔缶、粉ミルク缶等
	ペットボトル	青色ネット	1回/月	 マークの入った容器 ペットボトル（飲料・酒類・しょうゆ類）









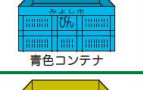



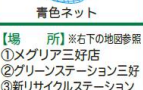

図 3-1 家庭ごみ、再利用資源の分け方・出し方




# 家庭ごみ & 再利用資源

# の分け方・出し方

◆ 必ず市指定のごみ袋を使用して袋の上をしぼってから収集日当日の朝8時30分までにしてください。  
 ◆ 正しい出し方を守り、ごみ集積場の近くの方に迷惑をかけるないようにしましょう。(前日、夜間のごみ出しは絶対にしないように！)  
 ◆ ごみの分別と減量にご協力ください。

燃やすごみ プラスチック製 容器包装 金属ごみ 陶磁器・ガラス びん・かん・ペットボトル	燃やすごみ	 <p>台所ごみ (料理くず、残飯、茶がらなど) 木くず (木くず、木の枝など)</p>	 <p>薬品類 (はきものなど) その他 (カセットテープ、ビデオテープ、DVD、CD-ROM、プラスチック製おもちゃなど)</p>	<p>平成30年4月1日より、これまで燃やさないごみで収集していたプラスチック製品(例、バケツ、おもちゃ等)は可燃ごみに変わりました。</p>	「み出し」の注意 必ず穴を開けて 必ず使い切って 穴を開けていないスプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ 必ず穴を開けて穴を開けられない場合はリサイクルステーションへ 守らないと火災の原因に!! 中身の残ったライター 必ず使い切ってリサイクルステーションへ テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・洗濯機・ピアノ・パソコン※ オートバイ・タイヤ・オイル・ペンキ・農薬など... 販売店や専門の処理業者へお問合せください。 ※パソコンは、グリーンステーション三好と新リサイクルステーションで小家電製品として回収しています。
	プラスチック製容器包装	 <p>ペットボトル類 (ペットボトル、リットル瓶など) カップ類 (カップ麺、コンビニ弁当など) トレイ類 (肉・魚などのトレイ、お弁当トレイ)</p>	 <p>ポリ袋 (レジ袋、お菓子の袋など) その他 (発泡スチロールなどの容器、プラスチック製のフタ、食料用ネット)</p>	<p>回収できないもの ●マークがついているもの ●白濁ではなく、黒濁のもの (プラスチック製の臭いおもちゃ、洗面器、バケツなど) ●汚れがひどいもの</p>	
	金属ごみ	 <p>金属くず (フライパン、鍋、ねじ、やかんなど)</p>	<p>金属以外は絶対に入れて下さい 危険物類 (はきもの、穴を開けて中身の残ったスプレー缶など) その他 (刃物は、収集に危険がないよう紙などに包んでから、指定袋に入れてください。)</p>	<p>●マークが表示されているものは対象です。ペットボトルは入れないでください。 ●マークがついているもの ●白濁ではなく、黒濁のもの (プラスチック製の臭いおもちゃ、洗面器、バケツなど) ●汚れがひどいもの</p>	
	陶磁器・ガラス	 <p>ガラスくず (板ガラス、コップ、花瓶など)</p>	<p>陶磁器類 (茶碗、食器、植木鉢など) その他 (鏡、水筒、人形ケースなど)</p>	<p>陶磁器・ガラス以外は絶対に入れて下さい 割れた陶磁器、ガラスは、収集に危険がないよう紙などに包んでから、指定袋に入れてください。 ※植木鉢は土を落としてください。</p>	
	びん・かん・ペットボトル	 <p>青色コンテナ</p>	 <p>清涼飲料水、ジュース、ビール、ソフトドリンク、ペットボトル類、調味料、調味料、調味料</p>	<p>お願い ふたを取って中身を抜き、水ですすいでください。</p>	
	再利用資源	 <p>黄色コンテナ</p>	 <p>飲料缶、缶詰、缶、缶詰</p>	<p>お願い 中身を抜き、水ですすいでください。</p>	
再利用資源	 <p>青色ネット</p>	 <p>ペットボトル</p>	<p>お願い 中身を抜き、水ですすいでください。</p>		
再利用資源	<p>リサイクルステーションみよし</p>	<p>新聞・雑誌・紙パック ペットボトル 白色トレイ プラスチック製容器包装 スプレー缶 陶磁器 古着 CD・DVD インクカートリッジ</p>	<p>お願い 中身を抜き、水ですすいでください。</p>		
再利用資源	<p>市役所</p>	<p>びん・かん 紙パック ペットボトル 乾電池・蛍光管</p>	<p>お願い 中身を抜き、水ですすいでください。</p>		
再利用資源	<p>資源回収</p>	<p>新聞・雑誌・紙パック 古着等</p>	<p>お願い 中身を抜き、水ですすいでください。</p>		
再利用資源	<p>集合所</p>	<p>ペットボトル 乾電池 蛍光管</p>	<p>お願い 中身を抜き、水ですすいでください。</p>		
再利用資源	<p>粗大ごみ</p>	<p>家具 (たんす・ソファ等) 電気製品 (電子レンジ・扇風機等) 石臼機器 (ガスコンロ・ファンヒーター等) 寝具・敷物 (ふとん・じゅうたん等) 自転車等</p>	<p>お願い 中身を抜き、水ですすいでください。</p>		
再利用資源	<p>直接自己搬入</p>	<p>東郷美化センター 燃やすごみ・金属ごみ・陶磁器・ガラスごみ・粗大ごみ ※処理困難物や、家電リサイクル法対象品を除く</p> <p>みよし市不燃物処理処分場 コンクリートから ※鉄筋入りを除く</p>	<p>お願い 中身を抜き、水ですすいでください。</p>		



ルールを守ってきれいなまちづくりをしましょう!

(お問い合わせ先)みよし市役所環境課 ☎0561-32-8018(直通)

RE100 再生紙を使用しています

資料：ごみの収集カレンダー（令和2年度版）



## 2 ごみ処理フロー

ごみ処理フローを図 3-2 に示します。

### (1) 可燃ごみ

東郷美化センターのごみ焼却施設において焼却処理を行い、鉄類、焼却残渣の一部を資源化しています。

### (2) 不燃ごみ及び粗大ごみ、金属ごみ、陶磁器・ガラス

直接埋立物以外のものは、東郷美化センターの破砕処理施設において破砕処理を行い、鉄・アルミは資源化、可燃性破砕残渣は焼却処理、破砕残渣は最終処分しています。

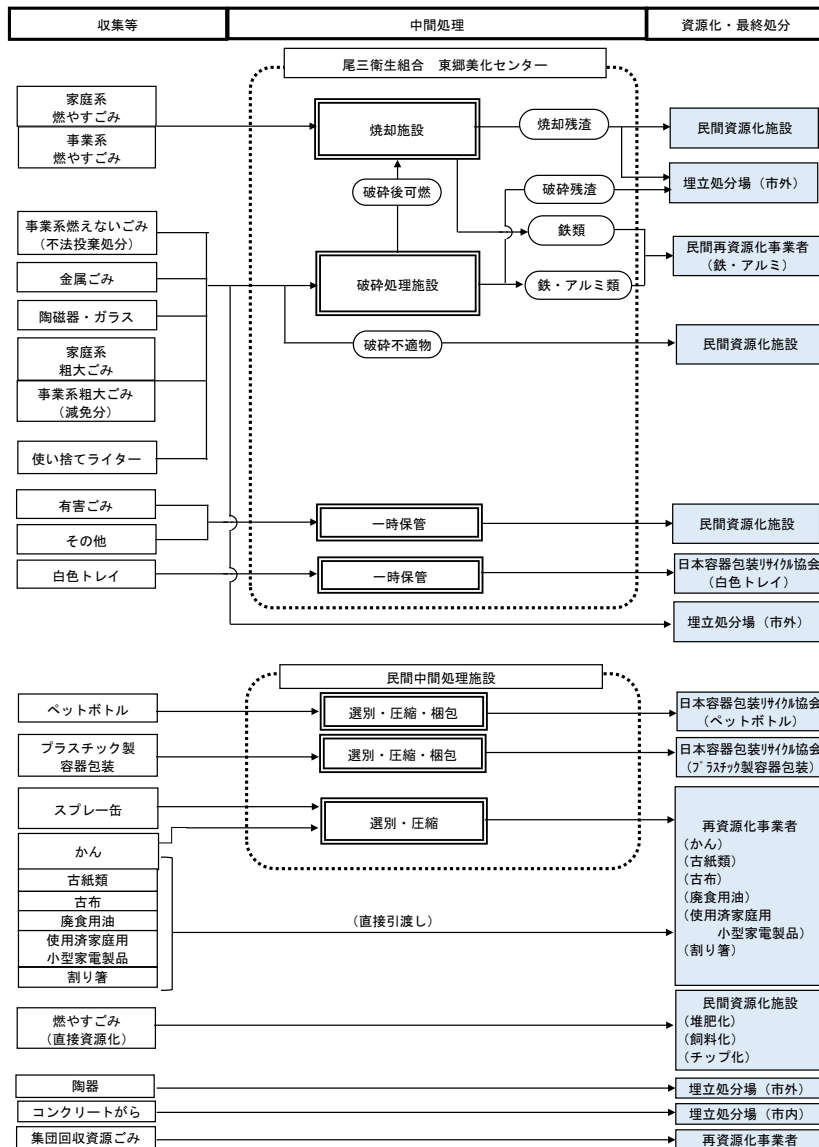
### (3) プラスチック製容器包装、ペットボトル

民間中間処理施設で破砕・圧縮・梱包した後、日本容器包装リサイクル協会に搬入し資源化しています。

### (4) その他の資源

概ね民間の資源化業者に直接引渡し、資源化しています。

図 3-2 ごみ処理フロー



### 第3節 ごみ処理の実績

#### 1 ごみの排出量

ごみ総排出量の推移を図 3-3 に示します。

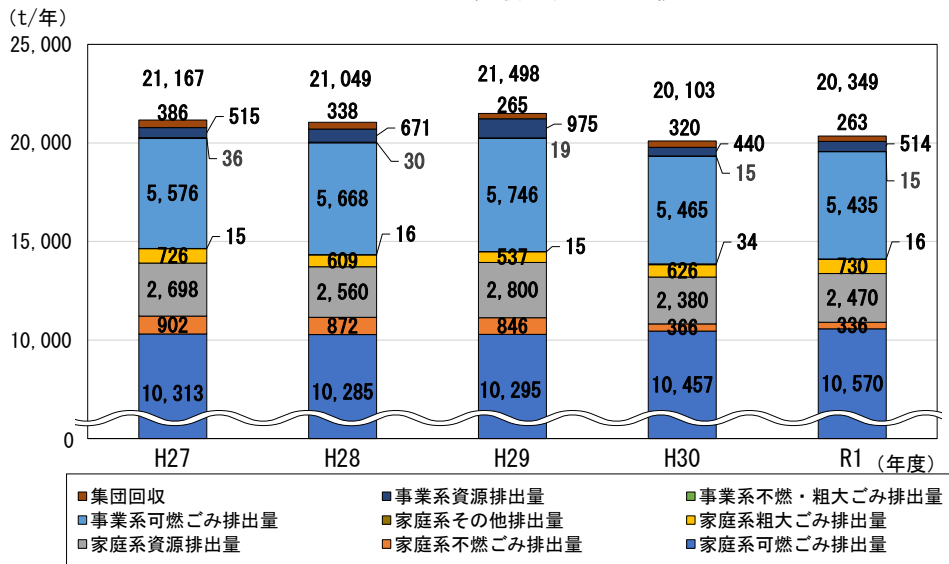
平成 27 年度からの 5 年間では、ごみ総排出量は増減しながら推移しています。

ごみ区分別にみると、家庭系可燃ごみ排出量が若干増加傾向を示している他は、減少傾向にあります。

また、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ総排出量（以下「家庭系原単位」と言います。）の推移を図 3-4 に示します。

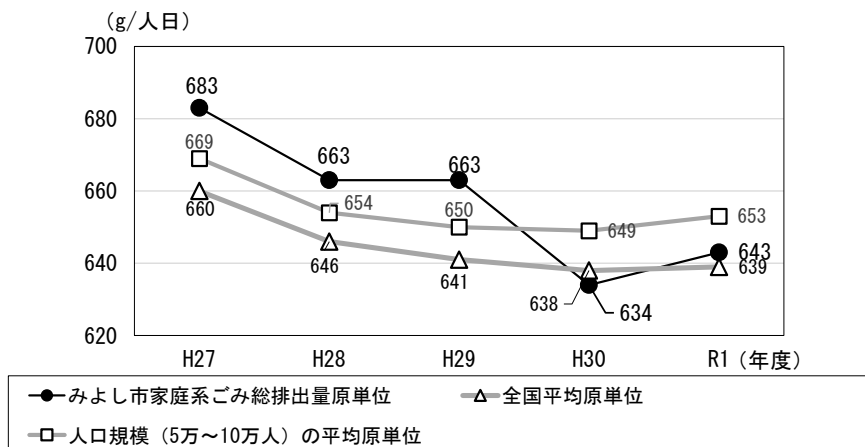
家庭系原単位は全国平均及び人口規模が同程度の自治体平均と比較すると平成 29 年度までは上回っていましたが、平成 30 年度は急激に減少し下回りました。家庭系ごみ総排出量原単位の減少傾向は家庭系資源排出量の減少傾向が一因となっています。ただし、本市の令和元年度の家庭系原単位は平成 30 年度実績より増加しました。

図 3-3 ごみ総排出量の推移



資料：各年度 一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県

図 3-4 家庭系ごみ総排出量原単位の比較



※集団回収量を含む

資料：みよし市原単位→各年度 一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県  
 全国平均原単位、人口規模別原単位→日本の廃棄物処理 各年度版 環境省

## 2 ごみの組成分析

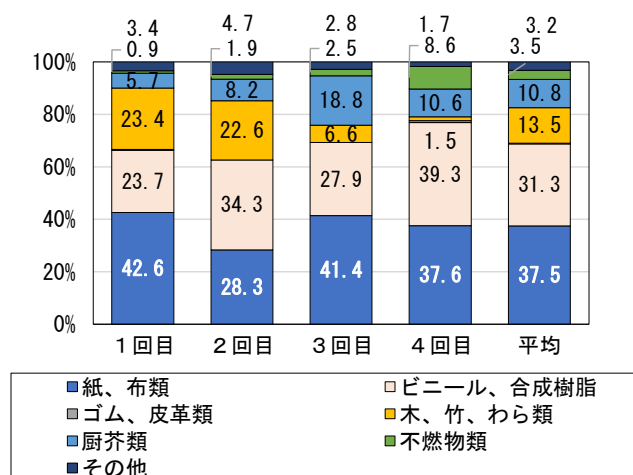
平成 30 年度の可燃ごみと不燃ごみの組成調査結果は表 3-3、図 3-5、図 3-6 に示すとおりです。

表 3-3 可燃ごみ組成調査結果

項 目		可 燃 ご み					
		6月12日	8月20日	10月15日	1月21日	平均	
組成分析	紙、布類	%	42.6	28.3	41.4	37.6	37.5
	ビニール、合成樹脂	%	23.7	34.3	27.9	39.3	31.3
	ゴム、皮革類	%	0.3	0.0	0.0	0.7	0.3
	木、竹、わら類	%	23.4	22.6	6.6	1.5	13.5
	厨芥類	%	5.7	8.2	18.8	10.6	10.8
	不燃物類	%	0.9	1.9	2.5	8.6	3.5
	その他	%	3.4	4.7	2.8	1.7	3.2
	単位容積重量	kg/m <sup>3</sup>	140	160	150	200	163
三成分	水分	%	48.6	42.6	49.0	32.4	43.2
	灰分	%	5.0	6.7	6.4	11.6	7.4
	可燃分	%	46.4	50.7	44.6	56.0	49.4
低位発熱量（実測値による算出）		kJ/kg	9,628	11,302	8,791	14,651	11,093
低位発熱量（計算値－推定式による算出）		kJ/kg	7,535	8,372	7,116	9,628	8,163

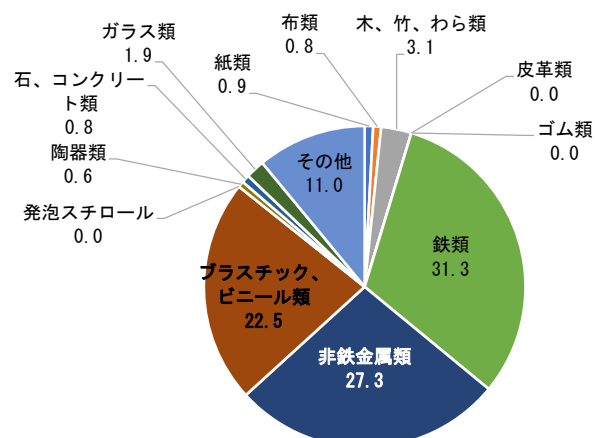
低位発熱量は SI 単位（国際単位系）とし、1kcal=4.186kJ で換算  
 ※平成 30 年度調査

図 3-5 可燃ごみ組成調査結果



※平成 30 年度調査

図 3-6 不燃ごみ組成調査結果



※平成 30 年度調査

### 3 減量化、再生利用施策

本市ではごみの減量化、資源の再利用、再資源化を推進するため、市民へ資源物回収の多様な手段を提供しています。

#### (1) 資源の分別収集（ステーション方式）

本市ではプラスチック製容器包装、金属ごみ、びん・かん・ペットボトルを資源として分別しています。

プラスチック製容器包装と金属ごみは各地区の指定した場所に市指定ごみ袋に入れて排出します。プラスチック製容器包装は週1回、金属ごみは月2回収集します。

びんとかんは専用の折りたたみ式コンテナを配布し、ペットボトルはネットを設置し分別収集を月1回行っています。

図 3-7 資源（ステーション方式）の分け方出し方

<b>プラスチック製 容器包装</b>	 市指定ごみ袋	<p>マークが表示してあるものが対象です。ペットボトルは入れないでください。</p> <p><b>ボトル類</b> (シャンプー、ドレッシングなど)</p> <p><b>カップ類</b> (カップ麺、コンビニ弁当など)</p> <p><b>トレイ類</b> (肉・魚などの白トレイ、色トレイ)</p> <p><b>ポリ袋</b> (レジ袋、お菓子などの袋)</p> <p><b>その他</b> (発泡スチロールなどの緩衝材、プラスチック製のフタ類、食料用ネット)</p>	<p>回収できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 〇のマークがついているもの</li> <li>● 包装ではなく、商品そのもの（プラスチック製のおもちゃ、洗面器、バケツなど）</li> <li>● 汚れが落とせないもの</li> </ul>
<b>金属ごみ</b>	 市指定ごみ袋	<p><b>金属以外は絶対に入れなくて下さい</b></p> <p><b>金属くず</b> (フライパン、鍋、ねじ、やかんなど)</p> <p><b>危険物類</b> (はさみ、包丁、穴を開けて中身が残っていないスプレー缶など)</p> <p><b>その他</b> (割れた蛍光灯や白熱・LED電球、傘、ボトル型の缶のふたなど)</p> <p>刃物は、収集に危険がないよう紙などに包んでから、指定袋に入れてください。</p>	
<b>びん・かん・ペットボトル</b>	<p><b>青色コンテナ</b></p>  <p>酒類びん、ビールびん、ジャムびん、ドリンクびん、しょうゆびん等、飲料用・びん類用びん</p> <p><b>黄色コンテナ</b></p>  <p>飲料缶、缶詰用缶、海苔缶、粉ミルク缶</p> <p><b>青色ネット</b></p>  <p>ペットボトル</p> <p>リサイクルマークの入った容器（飲料・酒類・しょうゆ類）を、中をすすいでふたとラベルを取ってつぶして出してください。ラベルはプラスチック製容器包装へ</p>	<p><b>お願い</b></p> <p>ふたを取って中身を抜き、水ですすいでください。</p> <p>青色のコンテナへ入れてください。</p> <p>ふたはプラスチック製なら廃棄するごみ、金属製なら金属ごみへ</p> <p>以下は出さないでください。汚れているびん、割れているびん、陶器製のびん、乳白色の化粧品びん、びんでないもの</p>	<p><b>お願い</b></p> <p>中身を抜き、水ですすいでください。</p> <p>つぶさずに黄色のコンテナへ入れてください。</p> <p>以下は出さないでください。汚れている缶、スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ、オイル缶、ペンキ缶、缶でないもの</p>
		<p><b>お願い</b></p> <p>中身を抜き、水ですすいでください。</p> <p>ふたとラベルを取ってつぶして出してください。</p> <p>以下は出さないでください。汚れているペットボトル、ビン、缶類、紙パック類、ふたとラベルを外していないペットボトル</p>	

#### (2) リサイクルステーションみよしの資源回収（拠点回収）

市内3か所に設置している「リサイクルステーションみよし」で表3-4に示す品目を随時（午前10時～午後6時）回収しています。

【場所】①メグリア三好店

②グリーンステーション三好

③三好公園第4駐車場北

表 3-4 拠点回収の回収品目

回収品目 (23 品目)		
○新聞紙 ○雑誌・雑紙 ○紙パック ○段ボール ○古着 ○ペットボトル ○プラスチック製容器包装 ○スプレー缶	○割り箸 (木製のみ) ○びん ○アルミ缶 ○スチール缶 ○白色トレイ ○蛍光灯・蛍光管 ○乾電池 ○使い捨てライター	○廃食用油 ○陶磁器 ○CD・DVD・ケース ○オートバイ用・自動車用バッテリー ○水銀入り体温計 ○小型家電製品 ○インクカートリッジ

図 3-8 リサイクルステーションみよしの資源回収 (拠点回収) の分け方出し方

リサイクルステーションみよし	<b>【場 所】</b> ①メグリア三好店 ②グリーンステーション三好 ③新リサイクルステーション <b>【開所時間】</b> 午前10時～午後6時 <b>【閉 所 日】</b> 年末年始(12/29～翌年1/3) 搬入は閉所時間の5分前までをお願いします。 ※小型家電製品は、グリーンステーション三好と新リサイクルステーションで回収しています。メグリア三好店では回収していません。	<b>新聞・折込広告 雑誌・雑紙</b> 清潔に使用したひも類は取り除いてください。	<b>紙パック</b> 中を水洗いし、切り開いて乾かしてから出してください。	<b>段ボール</b> クリップ等の金属は取り除いてください。	<b>アルミ・スチール缶 (飲料用・食品用)</b> 中身を抜き、水ですすいで、つぶさずに出してください。	<b>古着</b> 洗濯またはクリーニングに出したものをきれいにたたんで出してください。	<b>CD・DVD CD・DVDのケース</b> 割れているものも回収できます。
	<b>びん (飲料用・食品用)</b> 中をすすいで、ふたを割って出してください。割れたびんは回収できません。	<b>ペットボトル</b> マークの入った容器(飲料・酒類)を、中をすすいでふたとラベルを取ってつぶして出してください。	<b>白色トレイ</b> きれいに洗って乾かしてから出してください。	<b>プラスチック製容器包装</b> マークのものレジ袋・発泡スチロール・プチプチ等梱装材等が対象です。	<b>スプレー缶</b> 使い切った後は、缶に穴を開けなくても結構です。カセットコンロ用ガスボンベも対象です。	<b>陶磁器</b> 茶碗、皿、湯のみなどの食器	<b>インクカートリッジ</b> プラザー工業、デル、セイコーエプソン、日本ビクター、リコー、キヤノン製のもの
	<b>乾電池・蛍光管</b> 充電式乾電池は対象外です。割れたものや蛍光管以外のものは対象外です。	<b>廃食用油</b> 必ず必ずに、廃食用油(廃機油)を出しましょう。持ってきた容器(ペットボトル等)でなければ中身のわかる容器ごと回収いたします。	<b>割り箸(木製のみ)</b> 洗わなくても結構ですが、食べかすや包装紙、ビニールなどは取り除いてから出しましょう。竹箸や塗箸や漆箸は対象外です。	<b>使い捨てライター</b> 必ず使い切ったから出しましょう。	<b>オートバイ用・自動車用(バッテリー)</b> 水銀入り体温計	<b>小型家電製品</b> 家電リサイクル法対象品(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・洗濯機・乾燥機)および充電式乾電池は対象外です。	

(3) その他の拠点回収

リサイクルステーションみよしの他にも拠点を設置し、資源物の回収を行っています。

- 【場所】 ○市役所  
○各行政区公民館・児童館・集会所

表 3-5 その他の拠点回収の回収品目

回収品目	
市役所	各行政区公民館・児童館・集会所
○びん ○かん ○紙パック ○ペットボトル ○乾電池 ○使い捨てライター ○インクカートリッジ	○ペットボトル ○乾電池 ○蛍光管

図 3-9 その他の拠点回収の分け方出し方

市役所	<b>びん・かん (飲料用・食品用)</b> 中をすすいで、ふたを取って出してください。割れたびんは回収できません。	<b>紙パック</b> 中を水洗いし、切り開いて乾かしてから出してください。	<b>ペットボトル</b> マークの入った容器(飲料・酒類・しょうゆ類)を、中をすすいでふたとラベルを取ってつぶして出してください。ラベルはプラスチック製容器包装へ	<b>乾電池</b> 充電式乾電池は対象外です。	<b>使い捨てライター</b> 中身が入っているものを回収できます。	<b>インクカートリッジ</b>
各行政区公民館・児童館・集会所	<b>ペットボトル</b> マークの入った容器(飲料・酒類・しょうゆ類)を、中をすすいでふたとラベルを取ってつぶして出してください。ラベルはプラスチック製容器包装へ	<b>乾電池・蛍光管</b> 充電式乾電池は対象外です。割れたものや蛍光管以外のものは対象外です。				



#### (4) 集団回収

本市は「みよし市資源ごみ回収推進に関する補助金」があります。この補助金は、団体が実施する資源ごみの回収活動を支援することにより、ごみの減量化及び資源ごみの有効利用を推進するとともに、市民のごみの減量化及び有効利用に対する意識の向上を図ることを目的とするものです。

集団回収量の実績を表 3-6、図 3-11 に示します。集団回収量は増減しながら、減少傾向を示しています。

##### ○補助の概要（みよし市資源ごみ回収推進に関する補助金交付要綱）

【団体】 小学校の P T A、保育園・幼稚園父母の会、子ども会等市民で組織された営利を目的としない各種団体をいいます（登録制）。

【資源ごみ】 新聞紙、古布、雑誌、段ボール、紙パック

【補助金額】 資源ごみ 1 k g 当たり 5 円

図 3-10 集団回収の分け方出し方

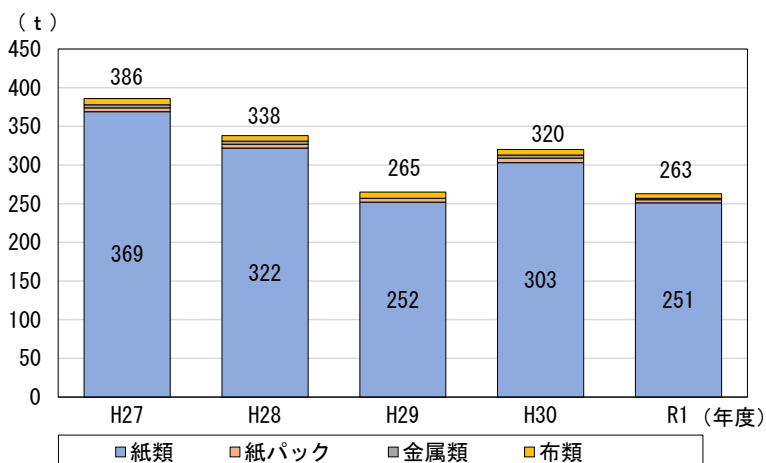


表 3-6 集団回収量の実績

(単位：t)

年度	H27	H28	H29	H30	R1
紙類	369	322	252	303	251
紙パック	5	5	5	6	4
金属類	4	4	0	4	2
布類	8	7	8	7	6
計	386	338	265	320	263

図 3-11 集団回収量の実績



## (5) 生ごみの減量化

家庭からの生ごみを減量するため、生ごみ堆肥化容器及び機械式生ごみ処理機の購入費補助を行っています。

購入補助の実績は表 3-7 に示すとおりです。令和元年度は機械式生ごみ処理機が 11 基、生ごみ堆肥化容器については屋外据置式が 1 基、密閉容器式が 0 基となっています。

### ①生ごみ堆肥化容器の補助の概要(みよし市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱)

【補助対象容器】○屋外据置式容器（容量 100 リットル以上）

○密閉式容器（容量 15 リットル以上）

【補助対象者】市内に住所を有する者で、指定店を通じて容器を購入した者

【補助金額】補助金の額は、販売価格(消費税を含む。)の 3 分の 1 以内とし、屋外据置き式容器は 2,000 円、密閉式容器は 600 円を限度とする。

### ②機械式生ごみ処理機の補助の概要(みよし市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱)

【補助対象容器】生ごみを単に粉砕するだけでなく、加熱、バクテリア等による分解等の方法により、生ごみの容積を減少し、又は消滅させる機械式の機器

【補助対象者】市内に住所を有する者で、国内の販売店から容器を購入した者

【補助金額】処理機の購入価格の 2 分の 1 に相当する額で、補助金の額は、30,000 円を限度とする。

表 3-7 生ごみ処理機の購入補助実績

(単位：基)

生ごみ処理機の種類		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
生ごみ堆肥化容器	屋外据置式	1	9	15	4	1
	密閉式	1	14	5	9	0
機械式生ごみ処理機		16	15	17	20	11
計		18	38	37	33	12

## (6) 尾三衛生組合 エコサイクルプラザにおける活動

エコサイクルプラザは循環型社会推進のため、環境やリサイクルについて関心を持ってもらえるよう、ごみ減量・再資源化に向けて活動していただくための必要な情報提供を行い、学習・交流・体験ができる拠点施設としてリサイクル活動の支援を行うことを目的とした施設です。

### ①環境学習

本市、日進市、東郷町に在住している人を対象として、リサイクル工作教室等を、また、夏休みには子ども向けの教室等を開催しています。

図 3-12 令和 2 年度の開催内容


- 古い紙と着物を使って一閑張りのうちわを作る教室
- 着物地を使ってベストを作る教室
- ガチョウのたまごを使って写真立てをつくる教室
- 間伐材を使ってコースターを作る教室
- ヨーグルトの空き容器とペットボトルキャップを使って水車を作る教室
- 牛乳パックを使ってはがきを作る教室
- ジャムなどの空きびんを使ってアクアリウムを作る教室
- 空き容器を使ってモビール（飾り）を作る教室
- 牛乳パックを使ってうちわを作る教室
- たまごの殻を使ってカードボックスを作る教室
- 椅子の端材を使って革小物（小銭入れ、携帯ストラップ等）を作る教室

## ②自転車、家具類等のリサイクル

東郷美化センターに搬入された粗大ごみのうち、修理すれば使えるような自転車や家具類を修理して、再利用できるようにそれらを展示して販売するコーナーを設置しています。

**ごみを減らす努力を!**

**粗大ごみのリサイクル**



尾三衛生組合エコサイクルプラザでは、粗大ごみとして持ち込まれた自転車や家具を修理し入札方式で販売をしています。また、不用品交換情報ボードでは「譲ります」「譲ってください」リサイクル用品の情報を提供しています。詳しくは尾三衛生組合エコサイクルプラザ: ☎0561-38-2226までお問い合わせください。

## ③不用品交換情報

家庭で不要になった生活用品、ベビー用品、電化製品など、まだ再利用できるものを情報登録していただき、必要な方へ情報を提供する不用品交換情報ボード（譲ります、譲ってください）があります。



## ④子ども服、ジーンズの即売

東郷美化センター内資源回収ストックヤードに搬入された衣類の中で、まだ使える子ども服やジーンズのリユースを目的とした展示即売コーナーがあります。



## (7) 東郷美化センターにおける資源化

### ①ごみ焼却施設

本市の可燃ごみを焼却処理している東郷美化センターごみ焼却施設では、焼却残渣の資源化を実施しています。焼却灰から鉄分を回収して資源化するとともに、焼却灰の一部はセメント原料等として資源化されています（表 3-8）。



表 3-8 東郷美化センターごみ焼却施設 資源化実績（みよし市分）

（単位：t）

処理項目		年度					
		H27	H28	H29	H30	R1	
	直接焼却量	15,489	15,260	15,843	15,769	16,528	
	粗大ごみ処理残渣	1,172	1,059	999	630	730	
焼却処理量計		16,661	16,319	16,842	16,399	17,258	
処理後	焼却残渣量	2,144	1,988	1,979	1,736	1,824	
	再生利用	金属類	38	40	37	40	32
		焼却灰セメント原料化	170	269	267	265	264
		その他	30	29	33	33	33

資料：各年度 一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県

処理後の再生利用量は一般廃棄物処理実態調査結果（各年度実績）環境省

### ②粗大・不燃ごみ処理施設

粗大・不燃ごみ処理施設においては、粗大・不燃ごみを破砕処理し、鉄・アルミを回収して資源化するとともに、陶磁器・ガラスの処理残渣は民間資源化施設でリサイクル造粒砂として再商品化されています（表 3-9）。

表 3-9 東郷美化センター粗大・不燃ごみ処理施設 資源化実績（みよし市分）

（単位：t）

処理項目		年度					備考
		H27	H28	H29	H30	R1	
粗大・不燃ごみ処理量		1,621	1,468	1,395	991	1,032	
処理内訳	可燃残渣	1,172	1,059	999	630	730	焼却へ
	不燃残渣	194	181	174	82	84	最終処分へ
	資源化	219	198	218	175	218	再生利用

資料：各年度 一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県

### ③資源回収ストックヤード

平成 28 年 4 月 1 日より、尾三衛生組合内に、資源回収ストックヤードが開設され、表 3-10 に示す回収品目を無料で回収しています。また、新聞紙、雑古紙、段ボールに限り、本市、日進市、東郷町の事業者からの搬入分も回収しています。



表 3-10 資源回収ストックヤード回収品目一覧表

回収品目			
○新聞紙 ○雑古紙 ○紙パック ○その他紙パック ○段ボール ○食品白トレイ ○CD・DVD	○CD・DVD ケース ○使い捨てライター ○使用済スプレー缶 ○ぼろ布 ○再利用びん ○びん ○スチール缶	○アルミ缶 ○金属製調理器具 ○蛍光灯 ○廃食用油 ○使い捨て乾電池 ○充電電池 ○バッテリー	○刃物 ○木製割り箸 ○小型家電製品 ○インクカートリッジ ○水銀入り体温計 ○ペットボトル

#### 4 収集・運搬

本市の収集対象地域は行政区域全域であり、定められた分別区分と排出方法に則り家庭から排出された一般廃棄物を収集対象としています。事業系一般廃棄物は、排出者自ら直接搬入もしくは、許可業者により収集されたものを東郷美化センターで受け入れています。

収集方式等は、表 3-11 に示すとおりです。

家庭系ごみの排出は、収集日の当日の午前 8 時 30 分までに、決められた集積場所に、必ずごみ処理手数料が含まれている市の指定袋に入れて排出していただきます。市の指定袋以外だったり、市の指定袋でもごみに袋を貼り付けてあるだけのもの、袋に入りきらずに上からごみ袋を覆いかぶせてあるものなど、ごみ出しマナーが守られていないものは回収できません。

表 3-11 分別区分と収集方式等

区 分	処理主体	収集方法	収集頻度		
家庭系ごみ	燃やすごみ	市（委託）	指定袋によるステーション方式	週2回	
	金属ごみ	市（委託）	指定袋によるステーション方式	月2回	
	陶磁器・ガラス	市（委託）	指定袋によるステーション方式	月1回	
	粗大ごみ	市（委託）	戸別方式	週1回	
	再生 利用 資源	びん	市（委託）	ステーション方式及び拠点方式	ステーション方式…月1回 拠点方式…随時
		かん	市（委託）		
			アルミかん（拠点回収分）		
		ペットボトル	市（委託）		
		古紙類	市（委託）	拠点方式	随時
		古布	市（委託）	拠点方式	随時
		プラスチック製容器包装	市（委託）	指定袋によるステーション方式及び拠点方式	ステーション方式…週1回 拠点方式…随時
		白色トレイ	市（直営）	拠点方式	随時
		廃食用油	市（直営）	拠点方式	随時
		使用済家庭用小型家電製品	市（委託）	拠点方式	随時
その他	市（直営）	拠点方式	随時		
陶器	市（直営）	拠点方式	随時		
有害ごみ 乾電池・蛍光灯・水銀体温計	市（直営）	拠点方式	随時		
事業系ごみ （一般廃棄物）	燃やすごみ	排出者 許可業者			
	剪定枝（草ごみ）	排出者 許可業者			
自己搬入 （家庭系、事業系）	燃えないごみ（不法投棄）	排出者			
	粗大ごみ	排出者 許可業者			
	コンクリートがら（家庭系）	排出者			
集団回収 資源ごみ	新聞、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、古布、かん、ペットボトル	民間事業者			

## 5 中間処理

中間処理は、東郷美化センター（尾三衛生組合\*）と民間中間処理施設で行っています。  
\*構成市町：日進市、みよし市、東郷町

### （1）尾三衛生組合

東郷美化センターにはごみ焼却施設とリサイクルプラザ、エコサイクルプラザ、資源回収ストックヤードがあります。

#### ①ごみ焼却施設

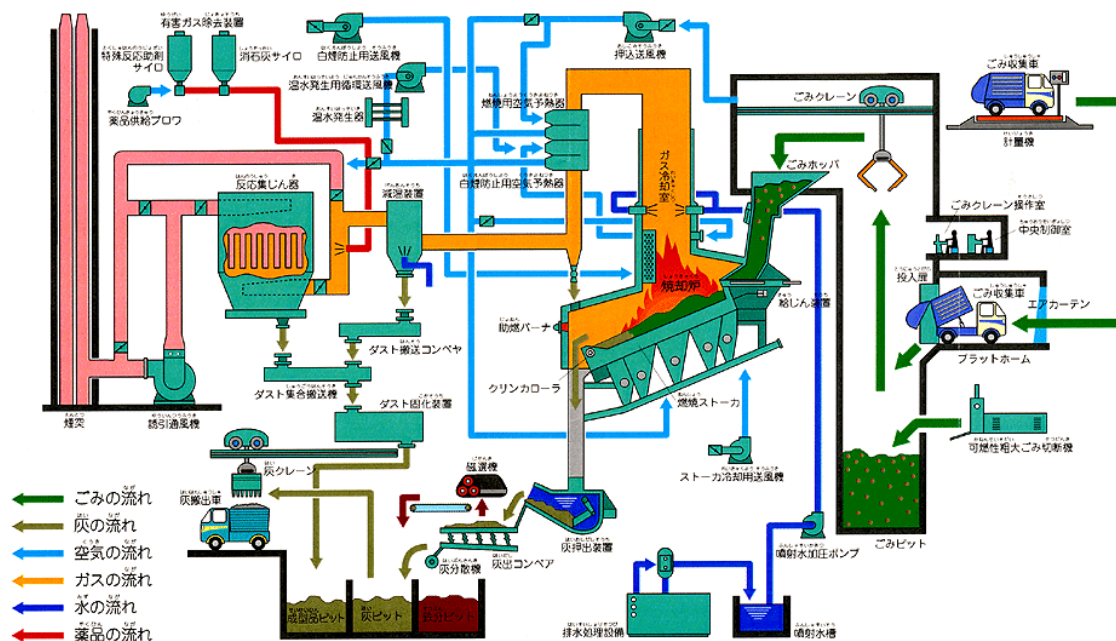
ごみ焼却施設の施設概要を表3-12に、ごみ焼却処理のフローを図3-13に示します。本施設は、排ガス、ごみ臭気、飛灰、排水等公害防止には万全を期しています。また、ごみ焼却によって発生する熱エネルギーを有効利用し、温水発生器により温水を作り、発生した温水によって、施設内の冷暖房・給湯を行っています。また、稼働から22年が経過し老朽化が課題となっていました。基幹改良工事を行い、令和11年度まで延命化しています。

焼却処理量の実績を表3-13、図3-14に示します。

表 3-12 ごみ焼却施設の施設概要

処理能力	200t/日（100t/日×2基）
処理方法	連続燃焼式
竣工	平成9年11月
基幹改良工事	平成27年度～令和元年度

図 3-13 ごみ焼却処理のフロー



資料：尾三衛生組合ホームページより

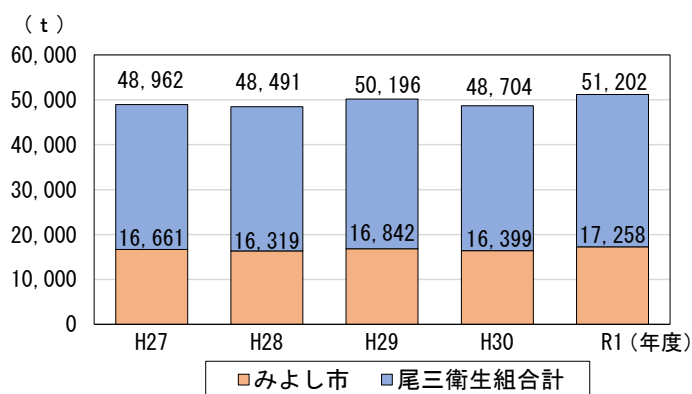
表 3-13 東郷美化センターの焼却処理量と焼却残渣量（組合全体とみよし市分）

(単位：t)

年度 項目	H27	H28	H29	H30	R1
焼却処理量	48,962	48,491	50,196	48,704	51,202
みよし市	16,661	16,319	16,842	16,399	17,258
焼却残渣量	6,915	6,823	6,795	6,084	6,338
みよし市	2,144	1,988	1,979	1,736	1,824

資料：組合全体量分：尾三衛生組合ホームページ 各年度ごみ搬入処理状況  
みよし市分：各年度 一般廃棄物処理実態調査結果（各年度実績）環境省

図 3-14 東郷美化センターの焼却処理量（組合全体とみよし市分）



資料：組合全体量分：各年度 ごみ搬入処理状況（尾三衛生組合 ホームページ）  
みよし市分：各年度 一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県

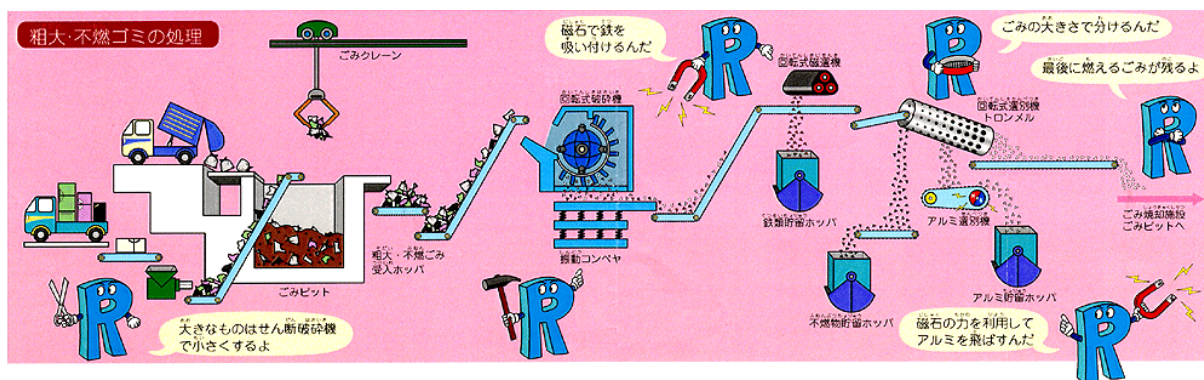
## ②リサイクルプラザ（粗大・不燃ごみ処理施設）

リサイクルプラザの施設概要を表 3-14 に、処理のフローを図 3-15 に示します。リサイクルプラザでは、再利用可能な粗大ごみは修理・販売し、その他のものは破碎選別し、可燃物・不燃物・鉄類・アルミ類に分類しています。粗大ごみ処理施設の処理量を表 3-15 に示します。

表 3-14 リサイクルプラザの施設概要

破碎方式	高速回転せん断方式
選別方式	電磁石式、回転ふるい目、風力選別式
処理能力	55t/日
竣工	平成 11 年 4 月

図 3-15 粗大・不燃ごみ処理のフロー



資料：尾三衛生組合 ホームページ

表 3-15 東郷美化センターリサイクルプラザの粗大・不燃ごみ処理量  
[組合全体]

(単位：t)

処理項目		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
粗大・不燃ごみ処理量		3,989	3,567	3,267	1,913	1,986
処理内訳	可燃物	2,590	2,327	1,978	963	980
	不燃物	627	568	522	288	281
	鉄類	366	329	353	275	330
	アルミ類	50	30	35	26	31
	手選別回収品	356	313	379	361	364

資料：各年度 ごみ搬入処理状況 (尾三衛生組合 ホームページ)

[みよし市分 (表 3-9 再掲)]

(単位：t)

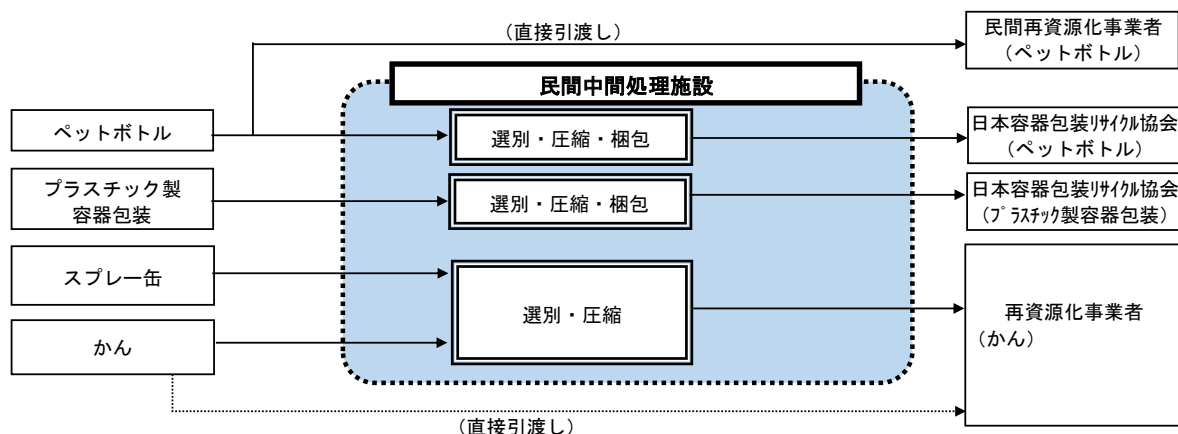
処理項目		年度					備考
		H27	H28	H29	H30	R1	
粗大・不燃ごみ処理量		1,621	1,468	1,395	991	1,032	
処理内訳	可燃残渣	1,172	1,059	999	630	730	焼却へ
	不燃残渣	194	181	174	82	84	最終処分へ
	資源化	219	198	218	175	218	再生利用

資料：各年度 一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県

## (2) 民間中間処理施設

本市では、民間中間処理施設でペットボトル、プラスチック製容器包装の選別・圧縮・梱包、スプレー缶、かん（家庭系ごみ分別収集分）の選別・圧縮を委託で行っています。

図 3-16 民間施設での中間処理フロー



## 6 最終処分

家庭系及び事業系のごみを尾三衛生組合東郷美化センターで中間処理した後に排出される焼却灰及び不燃性破碎残渣は表 3-16 に示す処理施設において埋立処分します。

また、みよし市不燃物埋立処分場では家庭から排出されたコンクリートがらを、またグリーン・クリーンふじの丘では、リサイクルステーションで回収した陶器及び直接搬入された不燃ごみをそれぞれ埋立処分します。

最終処分場の施設概要を表 3-17 に、最終処分量の実績を表 3-18 に示します。

表 3-16 埋立処分の処理施設

区 分	処理主体	処理施設	処分方法
焼却灰	尾三衛生組合（委託）	(公財)愛知臨海環境整備センター	埋立
		(公財)豊田加茂環境整備公社	埋立
不燃性破碎残渣	尾三衛生組合（委託）	三重中央開発(株)	埋立
		有限会社田切クリーンセンター	埋立
コンクリートがら	みよし市	みよし市不燃物埋立処分場	埋立
燃えないごみ	豊田市（事務委託）	グリーン・クリーンふじの丘	埋立
陶器	豊田市（事務委託）	グリーン・クリーンふじの丘	埋立



表 3-17 最終処分場の施設概要

運営主体	(公財) 愛知臨海環境整備センター	(公財) 豊田加茂環境整備公社
施設名	衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場	御船廃棄物最終処分場
設置場所	知多郡武豊町字旭 1 番及び一号地 17 番 2 の地先公有水面	豊田市御船町山ノ神 56 番地 8
埋立容量	4,570,000 m <sup>3</sup>	2,191,000 m <sup>3</sup>
設置年月日	平成 23 年 2 月	平成 8 年 9 月
処理対象廃棄物	焼却飛灰	焼却主灰・焼却飛灰
残余容量	2,802,330 m <sup>3</sup> (R 2.3)	436,549 m <sup>3</sup> (R 2.3)
運営主体	三重中央開発(株)	有限会社田切クリーンセンター
施設名	三重リサイクルセンター	南田切処分場
設置場所	伊賀市予野字鉢屋 4713 番地	上伊那郡飯島町田切 2555 他 上伊那郡飯島町田切 2577 他
埋立容量	6,165,896 m <sup>3</sup>	—
設置年月日	平成 27 年	—
処理対象廃棄物	不燃性破碎残渣等	不燃性破碎残渣等
残余容量	1,350,000 m <sup>3</sup> (R 2.3)	—
運営主体	みよし市	豊田市
施設名	みよし市不燃物埋立処分場	グリーン・クリーンふじの丘
設置場所	みよし市福谷町大阪 1 番地	豊田市藤岡飯野町大川ケ原 1161-89
埋立容量	85,400 m <sup>3</sup>	125,000 m <sup>3</sup>
埋立開始年度	昭和 61 年度	平成 18 年度
処理対象廃棄物	コンクリートがら	陶器
残余容量	78,811 m <sup>3</sup> (令和元年度末)	35,800 m <sup>3</sup> (令和元年度末)

資料：各ホームページ 令和元年度 一般廃棄物処理事業実態調査 (令和 3 年 3 月 愛知県)

表 3-18 最終処分量 (みよし市分)

(単位：t)

処理項目		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
最終処分量計		2,396	2,228	2,175	1,850	1,941
処分 内 訳	直接埋立	58	59	22	32	33
	焼却残渣	2,144	1,988	1,979	1,736	1,824
	焼却以外の埋立	194	181	174	82	84

資料：各年度 一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県

## 7 ごみ処理に係るコスト

本市のごみ処理経費は表 3-19 に示すとおりです。ごみ処理経費は平成 28 年度から平成 30 年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度はリサイクルステーションの建設費等があり、986,381 千円となっています。

人口 1 人当たりのごみ処理費用とごみ 1 t 当たりのごみ処理費用は図 3-17 に示すとおりです。人口 1 人当たりのごみ処理費用とごみ 1 t 当たりのごみ処理費用は増減しながらほぼ横ばいで推移しています。

表 3-19 ごみ処理経費

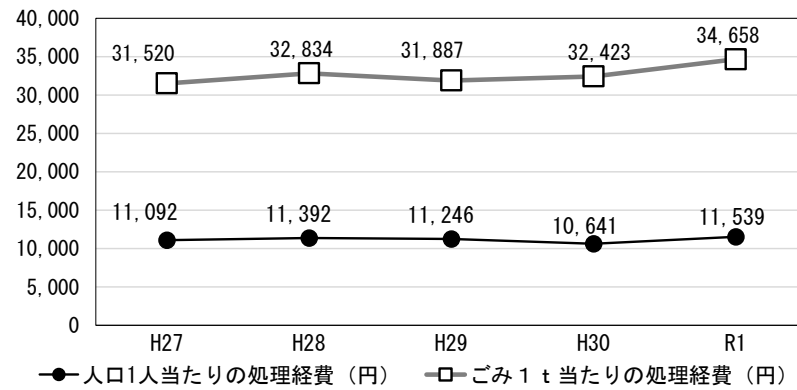
(単位：千円)

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1
	建設改良費 (組合分担金を除く)		0	0	0	0
	(組合分担金)				3,373	1,820
処理及び維持管理費	人件費	57,758	60,323	58,403	29,245	37,102
	処理費	0	0	0	0	3,417
	車両等購入費	0	0	0	0	0
	委託費	510,687	522,296	524,949	523,811	543,548
	(組合分担金)	337,241	335,682	299,962	276,776	279,297
	調査研究費	0	0	0	0	0
小計 (組合分担金を除く)		568,445	582,619	583,352	553,056	584,067
その他		98,736	108,509	102,151	98,740	103,656
合計 (組合分担金除く)		667,181	691,128	685,503	651,796	705,264
人口1人当たりの処理経費 (円)		11,092	11,392	11,246	10,641	11,539
ごみ1t当たりの処理経費 (円)		31,520	32,834	31,887	32,423	34,658
[参考]	計画処理区域内人口 (人)	60,152	60,668	60,955	61,254	61,118
	ごみ総排出量 (t)	21,167	21,049	21,498	20,103	20,349

資料：各年度 一般廃棄物処理事業調査 愛知県

図 3-17 人口1人当たり、ごみ1t当たりのごみ処理経費

(円/人、円/t)





## 第4節 ごみ処理の評価

### 1 分別区分の評価

分別収集する分別区分は、ごみの適正処理の観点から自治体にとって重要な事項です。再生するために分別したものは、分別区分に従って収集・運搬するとともに、適正に再生することができるよう、その体制整備のみならず、再生利用ルートの整備も含めて検討する必要があるからです。また、分別するごみの種類及び分別の区分等分別収集の実施方法については、集積場所の確保、他のごみの収集との関係、収集した資源ごみの再生施設の必要性等のほか、住民協力の得やすさ、地域における再生品市場の状況など多岐にわたる検討が必要となります。

こうした考え方を踏まえると、分別区分の数が多ければよいわけではなく、経済的価値、減量効果、啓発効果などの総合的な評価が必要となります。

標準的な分別収集区分と本市の分別区分は表 3-20 に示すとおりです。

前計画策定時からの変更点はペットボトル、プラスチック製容器包装が分別収集区分となり、類型Ⅲとほぼ同等の分別収集区分となっています。

表 3-20 ごみの標準的な分別収集区分

標準的な分別収集区分		類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	みよし市	備考
①資源 回収する 容器	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	○	○	○	分別収集、拠点回収
	①-2 ガラスびん	○	○	○	○	分別収集、拠点回収
	①-3 ペットボトル	○	○	○	○	分別収集、拠点回収
	①-4 プラスチック製容器包装		○	○	○	分別収集、拠点回収
	①-5 紙製容器包装		○	○	△	拠点回収（雑紙）
②資源回収する古紙類・布類の資源ごみ		○	○	○	○	拠点回収
③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス				○	△	拠点回収（食用油）
④小型家電			○	○	○	拠点回収
⑤燃やすごみ（廃プラスチックを含む）		○	○	○	○	分別収集
⑥燃やさないごみ		○	○	○	○	分別収集
⑦その他専用の処理のために分別するごみ		○	○	○	○	拠点回収
⑧粗大ごみ		○	○	○	○	分別収集

分別収集区分が類型Ⅰの水準に達していない市町村にあっては類型Ⅰ又は類型Ⅱを、類型Ⅰ又はこれに準ずる水準の市町村にあっては類型Ⅱを、分別収集区分の見直しの際の目安とする。同様に、類型Ⅱ又はこれに準ずる水準の市町村、その他の意欲ある市町村にあっては、さらにバイオマスの有効利用の観点から分別収集区分を見直すこととし、その際には類型Ⅲを分別収集区分の目安とする。

※みよし市は令和2年度現在

資料：「ごみ処理基本計画策定指針 H28.9 環境省」

## 2 システム分析による類似都市との比較評価

本市のごみ処理状況を評価するため、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度実績版）環境省」を用います。

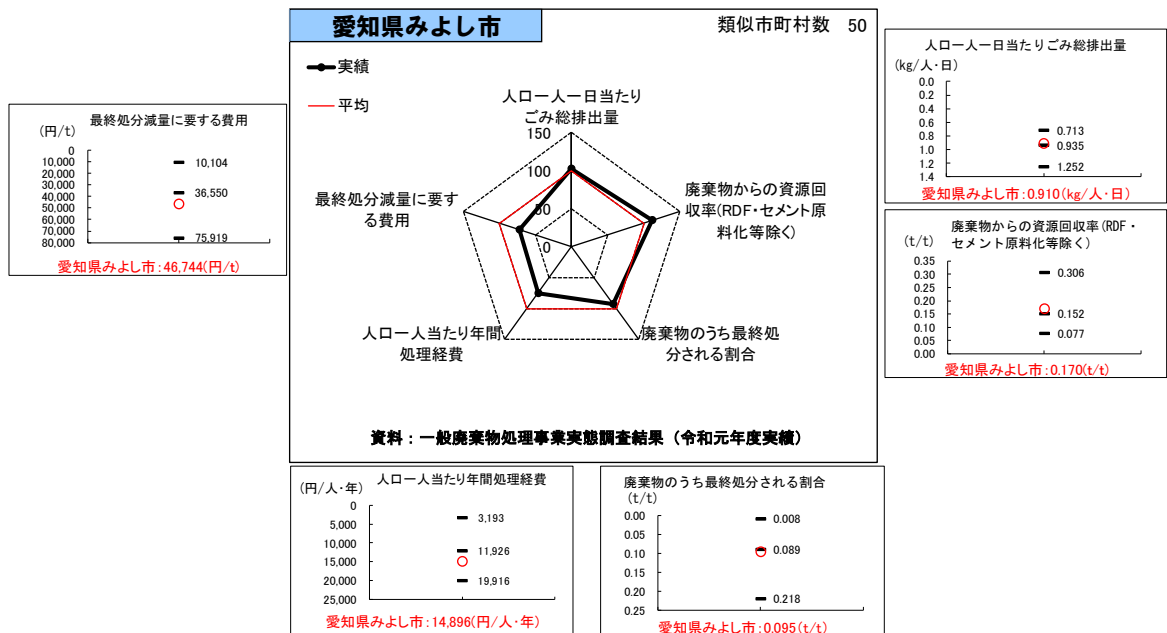
システム評価として、全国の市町村から都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村を類似都市として比較評価を行います。本市は『都市Ⅱ－2』に該当し、類似市町村数は50都市です。

評価項目は、①人口1人1日当たりごみ総排出量、②廃棄物からの資源回収率、③廃棄物のうち最終処分される割合、④人口1人当たり年間処理経費、⑤最終処分減量に要する費用の5つとします。その結果は図3-18に示すとおりです。

図 3-18 類似都市との比較評価

市町村名	愛知県みよし市	人口	61,118人			
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	98.1%	Ⅲ次人口比率	56.0%

類型都市の概要	都市形態	都市	
	人口区分	Ⅱ	50,000人以上～100,000人未満
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 95%以上、Ⅲ次人口比 65%未満



標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.935	0.152	0.089	11,926	36,550
最大	1.252	0.306	0.218	19,916	75,919
最小	0.713	0.077	0.008	3,193	10,104
標準偏差	0.129	0.052	0.048	3,197	11,909
当該市町村実績	0.91	0.17	0.095	14,896	46,744
指数値	102.7	111.8	93.3	75.1	72.1

都道府県	市町村名	街の区分	人口	人口一人一日当たり ごみ総排出量(g/人日)
山形県	米沢市	都市Ⅱ2	79,351	931
福島県	南相馬市	都市Ⅱ2	59,949	1,164
茨城県	鹿嶋市	都市Ⅱ2	67,815	987
茨城県	つくばみらい市	都市Ⅱ2	51,825	722
群馬県	館林市	都市Ⅱ2	75,864	944
群馬県	藤岡市	都市Ⅱ2	65,196	1,183
群馬県	安中市	都市Ⅱ2	57,558	969
群馬県	みどり市	都市Ⅱ2	50,392	983
埼玉県	秩父市	都市Ⅱ2	62,178	1,045
埼玉県	羽生市	都市Ⅱ2	54,730	965
埼玉県	八潮市	都市Ⅱ2	91,873	950
新潟県	三条市	都市Ⅱ2	97,350	1,131
新潟県	柏崎市	都市Ⅱ2	83,093	916
新潟県	燕市	都市Ⅱ2	79,325	1,135
石川県	加賀市	都市Ⅱ2	66,510	1,063
石川県	能美市	都市Ⅱ2	50,206	911
福井県	鯖江市	都市Ⅱ2	69,299	975
福井県	越前市	都市Ⅱ2	82,080	924
福井県	坂井市	都市Ⅱ2	91,552	878
岐阜県	関市	都市Ⅱ2	86,553	955
岐阜県	羽島市	都市Ⅱ2	66,527	791
岐阜県	美濃加茂市	都市Ⅱ2	56,876	856
岐阜県	土岐市	都市Ⅱ2	55,942	967
静岡県	袋井市	都市Ⅱ2	88,470	869
静岡県	裾野市	都市Ⅱ2	51,693	789
愛知県	碧南市	都市Ⅱ2	73,071	976
愛知県	蒲都市	都市Ⅱ2	80,367	1,139
愛知県	犬山市	都市Ⅱ2	73,923	818
愛知県	常滑市	都市Ⅱ2	59,303	1,252
愛知県	大府市	都市Ⅱ2	92,686	846
愛知県	知多市	都市Ⅱ2	85,222	752
愛知県	知立市	都市Ⅱ2	72,485	865
愛知県	豊明市	都市Ⅱ2	69,008	760
愛知県	みよし市	都市Ⅱ2	61,118	910
愛知県	あま市	都市Ⅱ2	89,062	713
三重県	名張市	都市Ⅱ2	78,458	730
滋賀県	近江八幡市	都市Ⅱ2	82,129	926
滋賀県	守山市	都市Ⅱ2	77,974	791
滋賀県	栗東市	都市Ⅱ2	78,295	816
滋賀県	甲賀市	都市Ⅱ2	78,617	889
滋賀県	野洲市	都市Ⅱ2	78,938	744
滋賀県	湖南市	都市Ⅱ2	79,260	802
兵庫県	高砂市	都市Ⅱ2	79,581	853
兵庫県	たつの市	都市Ⅱ2	79,903	965
岡山県	玉野市	都市Ⅱ2	80,224	1,080
岡山県	総社市	都市Ⅱ2	80,546	1,021
山口県	下松市	都市Ⅱ2	80,867	1,047
山口県	光市	都市Ⅱ2	81,189	967
山口県	山陽小野田市	都市Ⅱ2	81,510	990
愛媛県	四国中央市	都市Ⅱ2	81,831	1,114
	最大			1,252
	最小			713
	平均			935

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度実績版）環境省

[評価結果]

- ①人口1人1日当たりごみ総排出量は、910g/人日で平均（935g/人日）より25g少ない状況（良好）です。
- ②廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）は、17.0%で平均（15.2%）より1.8ポイント高い状況（良好）です。

- ③廃棄物のうち最終処分される割合は、9.5%で平均（8.9%）より0.6ポイント大きい状況です。
- ④人口1人当たり年間処理経費は、14,896円で平均（11,926円）より2,970円高い状況です。
- ⑤最終処分減量に要する費用は、46,744円で平均（36,550円）より約10,194円高い状況です。

本市では一般廃棄物処理システムとして、類似都市よりごみ処理経費が高い傾向があります。

### 3 前計画の減量目標の達成状況

前計画の目標値と現況の達成状況を以下に示します。

#### ①ごみ減量の目標値

年度 目標	H28（実績）	R 1（実績）	R 2（目標）	備考
1人1日当たりの家庭系（収集+直接搬入）ごみ排出量	554g/人日	521g/人日	500g/人日	H28年度実績より約10%の減量

※資源を含まない

1人1日当たりの家庭系（収集+直接搬入）ごみ排出量の原単位の令和元年度の実績は521gです。令和2年度の目標年度まで、さらに21gの減量が必要であり、現時点で、目標値の達成は難しいと思われます。

#### ②資源化の目標値

年度 目標	H28（実績）	R 1（実績）	R 2（目標）	R 8（目標）
リサイクル率	21.1%	18.7%	27%	27%

※リサイクル率（%）＝総資源物回収量÷ごみ総排出量×100

令和元年度のリサイクル率の実績は18.7%です。

2R（リデュース、リユース）を優先した循環型社会の構築を進める中では、容器包装の軽量化などの企業努力や、水筒使用による使い捨て容器の削減等市民の行動などの浸透により、リサイクル率は増加傾向にはなく、現状のままでは、今後の増加は難しいと思われます。

## 第5節 関係法令等

廃棄物に関する法体系は図 3-19 に示すとおりです。

環境基本法を上位法とし、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、資源有効利用促進法などからなり、循環型社会の構築を支えています。

本計画は廃棄物処理法に基づき策定します。

図 3-19 廃棄物関係法令



# 1 第四次循環型社会形成推進基本計画

策定機関	国
策定期期	平成30年(2018年)6月19日閣議決定
概要	<p>循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第15条第2項に基づき、①循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針、②循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、③その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めたもの。</p> <p>[循環分野の課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆原発事故により放出された放射性物質による環境汚染からの再生と復興</li> <li>◆大規模災害の頻発と対策の遅れ</li> <li>◆国民の意識の変化</li> <li>◆資源循環及び適正処理の担い手の確保</li> </ul>
目標値	<p>全体像に関する指標(目標年次:2025年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源生産性:約49万円/トン(2000年度の約2倍)</li> <li>・最終処分量:約1,300万トン(2000年度から約77%減) ※一般廃棄物の最終処分量:約320万トン(2000年度から約70%減)</li> <li>・入口側の循環利用率:約18%(2000年度の約1.8倍)</li> <li>・出口側の循環利用率:約47%(2000年度の約1.3倍)(2025年度目標)</li> </ul>
循環型社会の 中期的な イメージ	<p><b>【抜粋】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>持続可能な社会づくりとの統合的取組</b></p> <p><b>将来像</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑誰もが持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界</li> <li>☑環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上</li> </ul> <p><b>取組の進展に関する指標・目標の例</b></p> <p>[循環型社会ビジネスの市場規模] ⇒2000年度の約2倍(2025年度目標)          [家庭系食品ロス量] ⇒2000年度の半減(2030年度目標)          [事業系食品ロス量] ⇒2000年度の半減(2030年度目標)【予定】          ※食品リサイクル法の基本方針(案)より</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化</b></p> <p><b>将来像</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用しつつ、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等を目指す</li> <li>☑災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり</li> </ul> <p><b>取組みの進展に関する指標・目標の例</b></p> <p>[1人1日当たりのごみ排出量] ⇒約850g/人日(2025年度目標)          [1人1日当たりの家庭系ごみ排出量] ⇒約440g/人日(2025年度目標)          [事業系ごみ排出量] ⇒約1,100万トン(2025年度目標)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>適正処理の更なる推進と環境再生</b></p> <p><b>将来像</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑廃棄物の適正処理システム、体制、技術が適切に整備された社会</li> <li>☑海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の土地の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会</li> <li>☑東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生</li> </ul> <p><b>取組みの進展に関する指標・目標の例</b></p> <p>[不法投棄、不適正処理の発生件数、一般廃棄物最終処分場の残余年数]          ⇒20年分を維持(2022年度目標)</p> </div>

各主体の 連携と 役割	<p><b>【抜粋】</b></p> <p>循環型社会の形成のため、多様な主体がそれぞれの役割を果たし、連携・協働して問題の解決に向けて取り組む必要がある。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>地方公共団体の役割</b></p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施  <input checked="" type="checkbox"/> 住民の生活に密着した循環システムの構築（市町村）  <input checked="" type="checkbox"/> 自らも事業者として、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行 </p> <p>&lt;具体的な内容の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックの排出抑制に向けた周知</li> <li>・食品ロス削減のための地域全体での取組み推進</li> <li>・廃棄物の分別収集の徹底</li> <li>・災害廃棄物処理計画の策定</li> <li>・地域における環境教育、環境学習の場の提供</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>国民の役割</b></p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていく  <input checked="" type="checkbox"/> 消費者として、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画 </p> <p>&lt;具体的な内容の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無駄なものを買わない</li> <li>・マイボトルの利用等による容器包装の削減</li> <li>・食材の使いきり等による食品ロスの削減</li> <li>・ルールに従い適正に廃棄物を排出</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>事業者の役割</b></p> <p>&lt;生産者&gt;</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 法令遵守を徹底し、排出事業者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理を防止  <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物等の適正な循環利用・処分に係る取組みへの貢献や、情報公開など透明性を高める努力 </p> <p>&lt;廃棄物処理業者&gt;</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 生活環境の保全と衛生環境の向上を確保し、廃棄物から有用資源を積極的に回収し循環利用する </p> <p>&lt;金融機関や投資家&gt;</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 循環型社会づくりに取り組む企業等に的確に資金を供給 </p> <p>&lt;事業者団体&gt;</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 自主的に業種に応じた目標設定すること等により、事業者全体の取組をより深化させる </p>	

## 2 県の廃棄物に関する計画

### (1) 愛知県廃棄物処理計画

策定機関	愛知県
策定期間	平成 29 年 3 月
計画期間	平成 29 年度～令和 3（平成 33）年度
概要	<p>廃棄物の減量化や資源化が進み、廃棄物の発生量は増加傾向にあるものの、最終処分量は減少傾向にある。しかし、一般廃棄物の「再生利用率」は平成 22 年度をピークとして減少傾向であり、「処理しなければならぬ 1 人 1 日当たりのごみの量」も 23 年度以降下げ止まり傾向で、ほぼ横ばいのため、前計画（平成 24 年度～28 年度）の目標が困難な状況であり、見直しを含めた検討が必要である。</p> <p>こうしたことから、廃棄物の発生を抑制し、排出された廃棄物については再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行うとともに、最終的に廃棄物となるものは適正に処理するという基本的な考えの下、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に規定する基本方針に即して「愛知県廃棄物処理計画」を新たに策定するものとする。</p>

目 標 値	○一般廃棄物の減量化目標の設定	
	平成 33 年度の減量化目標を以下のとおりとする。	
	排出量	平成 26 年度に対し、約 6 %削減する。
	再生利用率	平成 26 年度の約 22%から約 23%に増加させる。
	最終処分量	平成 26 年度に対し、約 7 %削減する。
その他	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 500 グラムとする。	

(2) 第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画

策定機関	愛知県
策定期期	平成 21 年 3 月
計画期間	平成 20 年度～平成 29 年度
概 要	<p>焼却能力 100t/日以上を基準として、県内を 24 ブロックに、また焼却能力 300 t /日以上を基準として、県内を 13 ブロックに区割りを行い、市町村は、ブロック毎に広域化ブロック会議を設置し、ブロック内におけるごみ処理の広域化を具体的に推進するための広域化実施計画を策定し、300 t /日以上全連続炉への集約化を目指すこととしている。</p> <p>○ブロック構成市町村〔尾張東部・尾三ブロック〕瀬戸市、尾張旭市、長久手市、日進市、みよし市、東郷町</p> <p>○整備計画</p> <p>尾張東部衛生組合晴丘センターごみ焼却施設と尾三衛生組合東郷美化センターを統合する計画がある。</p>



## 第6節 課題の整理

本市のごみ処理に係る現状から、本市の中・長期的課題を以下に整理します。

### 1 ごみの減量化・資源化

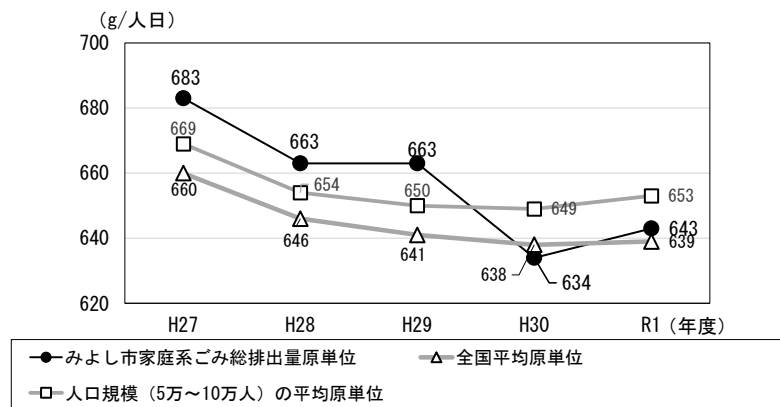
#### (1) ごみ排出量の削減

本市のごみ総排出量(1人1日当たりのごみ総排出量)は類似都市との比較評価(図3-18)では良好ですが、令和元年度(注)の家庭系ごみ総排出量が増加しています。

また、前計画の平成28年度実績値からごみ排出量は減少しているものの、現状のままでは、令和8年度の減量目標の達成は難しいと思われます。

ごみ排出量が減少していく要因、増加した原因などを把握し、ごみの排出抑制など、さらに、ごみ排出量の削減に取り組む必要があります。

図3-20 1人1日当たりの家庭系ごみ総排出量の推移(図3-4再掲)



※集団回収量を含む

資料：みよし市原単位→各年度 一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県  
 全国平均原単位、人口規模別原単位→日本の廃棄物処理 各年度版 環境省

#### (2) 生ごみの削減

##### ①食品ロスの削減

本市ではごみの排出抑制と減量化の施策により、前計画の平成28年度実績値からごみ排出量の減少など効果が認められます。

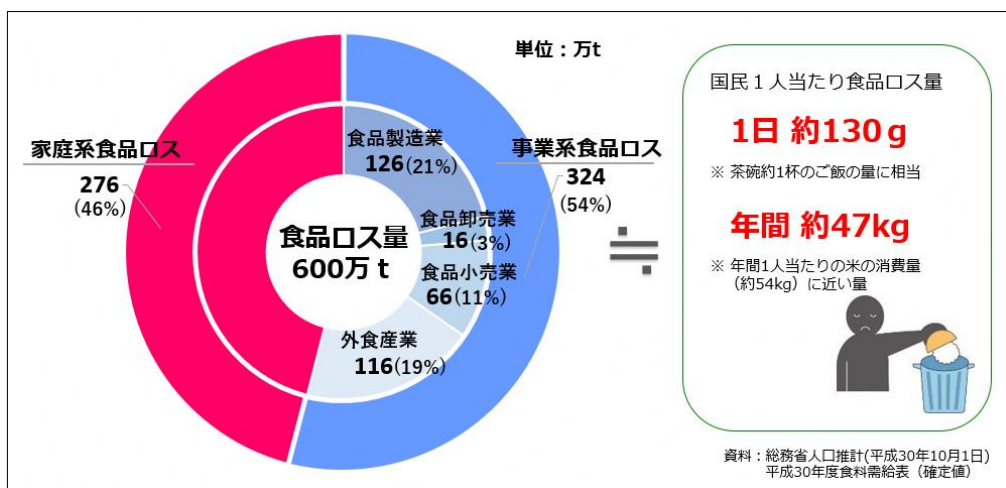
今後はこれまでの施策に加え、世界的にも大きな問題となっている食品ロスの削減について、国の第四次循環型社会形成推進計画で、「家庭系食品ロス量を2030年度には2000年度の半減」が目標として掲げられており、本市においても積極的に食品ロスの削減に取り組む必要があります。

平成30年度の国の推計によると、日本では2,531万tの食品廃棄物が排出され、このうち23.7%にあたる600万tが食品ロスと試算されています。食品ロスの内訳は、家庭系食品ロス(食べ残し※1・過剰除去※2・直接廃棄※3)が276万t(46%)、事業系食品ロス(規格外品※4・返品・売れ残り・作りすぎ・食べ残し等)が324万t(54%)となっています(図3-21)。

※1 食べ残しとは、食卓に出された食品で、食べ切れずに捨てられたものを示します。

- ※ 2 過剰除去とは、厚くむいた野菜の皮や不要部分を過剰に切断したものを示します。
- ※ 3 直接廃棄とは、賞味期限切れ等により使用されず、手つかずのまま廃棄されたものを示します。
- ※ 4 規格外品とは、出荷段階で形や大きさ、傷の有無などで出荷できず廃棄されたものを示します。

図 3-21 食品ロス量（平成 30 年度推計値）（全国）



※農林水産省及び環境省が食品ロス削減の取組の進展に活かすため、食品ロス量の推計を行い公表  
資料：農林水産省ホームページ

家庭系食品ロスの発生量の目標値は表 3-21 に示すとおり令和 12 年度には 216.5 万 t（平成 12 年度の半減）まで削減する必要があります。平成 30 年度の発生量は 276 万 t で、平成 12 年度の 433 万 t から順調に減少していますが、目標達成にはさらに約 60 万 t の削減が必要です。

表 3-21 家庭系食品ロスの発生量（全国）

	平成 12 (2000) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和 12 (2030) 年度
	推計値		目標値
家庭系食品ロスの発生量 (全国 推計値)	433 万 t	276 万 t	216.5 万 t
	93g/人日	60g/人日	—

※家庭系食品ロス発生量の推計値は、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務報告書」を基に、環境省環境再生・資源循環局において推計

食品ロスの削減は市民、事業者、行政の連携が重要であることや、現在のごみ処理の現状からは食品ロス量の把握も難しく、また、削減効果の評価が難しいため、削減の評価方法も含めた施策の取組が必要です。

## ②生ごみ処理機活用の拡充

平成 12 年度から実施している生ごみ処理機購入費補助金交付制度は、可燃ごみの削減、資源化に重要な施策です。

効果検証のために、過去の生ごみ処理機購入費補助金交付者を対象にアンケート調査を実施し、生ごみ処理機の活用状況を確認することが必要です。

その結果に基づき、使用方法のアドバイスの提供、生ごみ減量講習会などを開催するなど、生ごみ処理機購入費補助金交付制度の効果を上げること、また、補助金交付制度の周知徹底を行い、生ごみ処理機の活用世帯の拡充等が必要です。

### (3) プラスチック類の削減

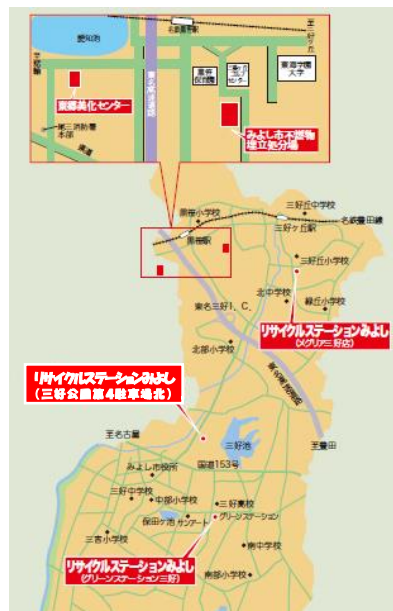
食品ロスとともに削減が大きな課題であるプラスチック類について、本市では平成21年度にレジ袋無料配布の中止、令和2年4月から「プラスチック製容器包装」の分別収集を開始など、プラスチック類の削減に取り組んできました。

一方、国は令和2年7月からすべてのプラスチック製レジ袋有料化実施、また、令和3年5月に「プラスチック資源循環促進法案」を閣議決定し、容器包装以外のプラスチック類の削減やリサイクル強化に向けた動きが加速しています。その中で環境省は、市町村のごみ焼却施設整備などを財政支援する「循環型社会形成推進交付金」について、家庭からのプラスチックごみをリサイクル資源として収集していることを新たに交付要件とする方針としています。

本市においても、今後プラスチック製容器包装以外のプラスチック類の資源化について検討していく必要があります。

### (4) 資源ごみの分別収集・拠点回収

ごみ排出に対しては、2R※（リデュース、リユース）を優先して取り組みますが、それでもごみとして排出される資源化可能なものは、それが資源としてリサイクルされることが重要です。本市の資源ごみはステーション方式による分別収集、リサイクルステーションみよし（市内3施設）で随時回収する拠点方式、その他の拠点による拠点回収と多様な排出方法が選択できるようになっています。



※循環型社会を構築するためごみを削減する取組として、①発生抑制（リデュース (Reduce)；減らす）、②再使用（リユース (Reuse)；繰り返し使う）、③再生利用（リサイクル (Recycle)；再資源化する）の3つの頭文字をとったものを「3R」と呼びます。この3Rのうち、①発生抑制（リデュース (Reduce)；減らす）、②再使用（リユース (Reuse)；繰り返し使う）は、環境負荷が少なく、低炭素社会の実現にも重要なことから、③再生利用（リサイクル (Recycle)；再資源化する）より優先順位が高い取組で特に「2R」と呼ばれています。

### ①紙類の資源化

新聞紙、紙製容器包装、段ボールなどの紙類の回収はリサイクルステーション等の拠点回収、もしくは集団回収と限定的な状況です。一方で、リサイクルステーション以外にも新聞店の古新聞回収や民間のリサイクル事業者の回収など民間等の回収方法が増えています。ただし、民間による紙類の回収は回収実績が把握できない場合が多いので、市民の活動を実績として計上できるような実績把握方法の検討が必要です。

### ②資源物回収実績

市民の行動に直結している資源などのごみ収集量（回収量）実績の情報が市民にとっては分かりにくいものとなっています。さらにごみの減量化・資源化を進めていくためには、市民に分かりやすく整理した実績の提供機会を増やすことが必要です。

## 2 ごみの適正処理

### (1) 収集・運搬

本市はステーション方式で、ごみ処理手数料を含む市指定袋を使用して燃やすごみ、プラスチック製容器包装、金属ごみ、陶磁器・ガラスとコンテナを使用してびん・かん、ネット袋を使用してペットボトルの分別収集を実施し、粗大ごみは電話予約による有料戸別収集を実施しています。

また、リサイクルステーション等で多くの種類の資源物を拠点回収しています。

### ①ごみ処理手数料の適正化

本市の市指定袋は大袋が10枚150円で、尾三衛生組合を構成する日進市、東郷町と同じ金額となっています。愛知県では市町村の有料化実施率が約37%であることから、本市は県内ではいち早く有料化に取り組んでいます。

市指定袋の価格については定期的に見直しを実施していますが、長期的には施設整備等を踏まえ、尾三衛生組合の構成市町と歩調を合わせ、引き続き定期的に見直しを実施することが重要です。

表 3-22 愛知県、全国家庭ごみ有料化実施状況

項目 \ 集計対象		有料化実施状況			
		市区	町	村	合計
愛知県	市町村数	15	3	2	20
	実施率	39.5%	21.4%	100%	37.0%
全国	市町村数	471	517	120	1108
	実施率	57.8%	69.6%	65.6%	63.6%

※平成30年10月現在

資料：全国市区町村の家庭ごみ有料化実施状況（2018年10月現在）

山谷修作（元東洋大学教授）ホームページ

## ②高齢社会等への対策

本市でも遠くない将来、超高齢社会（高齢化率が21%超）を迎えることが予測されます。細かな分別を実施すること、地区のごみ集積場所までごみを運ぶことが困難となる世帯が今後増えることが想定されます（図3-22）。

本市では将来に備え、ごみを集積場所まで出すことが困難な高齢者や障がい者に対し、福祉部門と連携してごみ出し支援などの対応の検討が必要です。

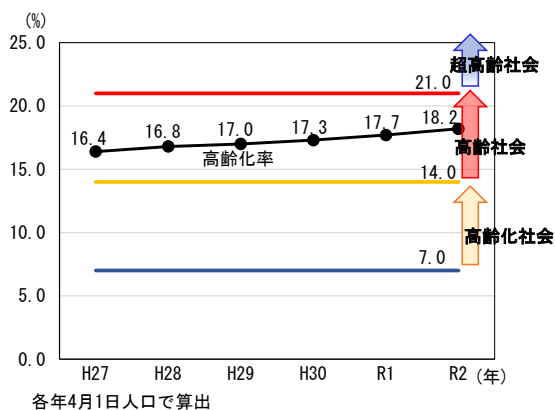
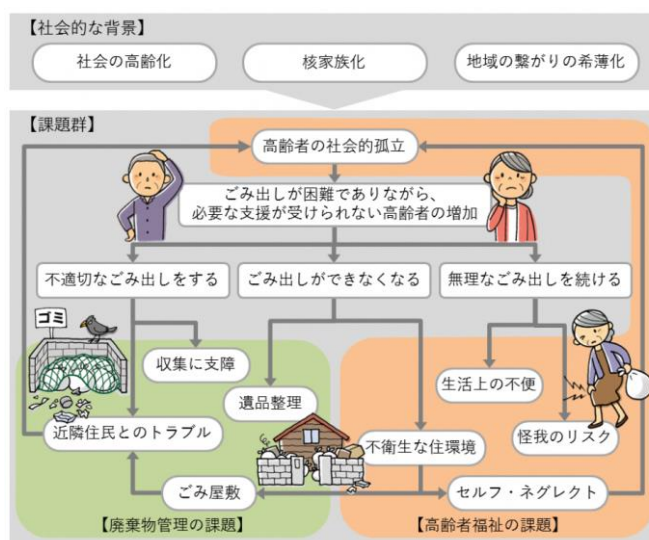


図3-22 高齢者のごみ出しを巡る課題



資料：高齢者ごみ出し支援ガイドブック平成29年5月 国立環境研究所

図3-23 ごみ出し支援制度として検討すべきこと



資料：高齢者ごみ出し支援ガイドブック平成29年5月 国立環境研究所 加工

## (2) 中間処理

### ①広域

尾三衛生組合の東郷美化センターは平成9年度竣工以来老朽化が進んでいましたが、令和元年度に基幹改良工事が終了し、令和11年度まで延命化しています。

一方、愛知県ではごみ焼却施設の新たな整備において「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成21年3月 愛知県）」によると「尾張東部衛生組合晴丘センターごみ焼却施設と平成30年度以降に統合」となっています。

次期ごみ処理施設の設備計画は、計画から稼働開始までかなりの時間を要します。特に新たな広域化により共同でごみ処理を実施する場合、処理するごみの内容物、資源ごみの種類などすり合わせし解決しなければならない項目が数多く生じます。

そこで、尾張東部衛生組合「晴丘センターごみ焼却施設」との統合については、令和3年3月策定の「尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画」を踏まえて、長期的な取組として県や関係市町と継続的な協議をしていく必要があります。

### ②最終処分

最終処分については、市内外の最終処分場で処分している状況にあります。

最終処分場は埋立容量がひっ迫しても、次期の処分場を整備することは容易ではありません。

そのため、既存の最終処分場を少しでも長く、大事に稼働していくことが重要で、今後も最終処分量の削減に努める必要があります。

## 第4章 基本目標

### 第1節 基本目標

市民、事業者、市それぞれの主体が自らの役割と責任を認識するとともに、「協働による環境行動」によりごみの減量、資源化の推進に努め、限りある資源を有効活用することで、循環型社会を目指します。

また、本計画の策定にあたっては、上位計画である「第2次みよし市環境基本計画（令和3年3月）」における将来像「循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち」を踏まえ、排出されるごみや資源を適正に処理し、衛生的で住みやすい環境づくりを目指します。

#### 目指すまちの姿（第2次みよし市環境基本計画）

- 廃棄物減量化がさらに進み、小型家電など資源の有効利用が実現している。
- ごみ出し・収集での高齢者対策、有害物質対策や、災害廃棄物対策などの仕組みが構築されている。

#### 基本目標Ⅰ：資源の循環利用の推進

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済活動を行ってきた結果、環境に多大な負荷を与え、天然資源の枯渇や地球温暖化などの環境問題が深刻化しています。

本市では積極的な普及啓発や情報提供を通じて、市民・事業者の循環型社会実現についての理解を促進し、自主的な取り組みを支援します。具体的には、市民にはごみになるものを家庭に持ち込まない行動や使い捨て商品の使用の自粛など、これまでのライフスタイルの見直しに有効な啓発を推進します。事業者には使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛など、製造や流通販売の段階での環境配慮を行っていくことが必要であり、このための啓発も推進していきます。また、ごみの分別収集や4Rの啓発・推進、リサイクルステーションの増設など循環型社会の実現に向けて取り組んでいます。

今後も廃棄物のさらなる排出抑制や、再利用・再資源化の促進、市民・事業者に対する4Rの意識啓発の推進に取り組めます。

※4RとはReduce（リデュース：廃棄物発生抑制）、Refuse（リフューズ：不要なものの受け取り拒否）、Reuse（リユース：廃棄物の再使用）、Recycle（リサイクル：廃棄物の再生利用）

- ①ごみの減量の推進      ②4Rの推進      ③資源の分別の徹底      ④資源化の拡大

#### 基本目標Ⅱ：安全で適正な収集・処理体制の推進

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分にあたっては、社会の変化に合わせたごみの適正処理に取り組んでいきます。具体的には、ごみの収集・処理・処分において発生する

環境負荷の軽減に努めるとともに、高齢社会に対応したごみ出し・収集に関する住民サービスの充実、環境美化を推進します。

また、災害時などの迅速な公衆衛生確保に向けたごみ処理体制の整備に努めます。

①収集運搬体制の充実

②安全で適正な処理体制の推進

## 第2節 ごみ排出量の将来推計

### 1 予測方法

ごみ排出量の将来予測はまずごみの排出量の抑制、再生利用を促進せず循環型社会形成に向けた改善を行わない場合（以下「現状のまま推移した場合」という。）のごみ排出量の予測を行い、次に家庭、事業所等におけるごみ排出量の抑制、再生利用の促進のために実施する施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成した場合のごみ排出量（以下「減量目標を達成した場合」という。）を予測します（図 4-1）。

予測手法としては、過去の実績から1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)を算出し、トレンド推計などを用いて将来推計値を予測したうえで、将来予測人口を乗じて排出量等を予測します。次に減量目標を達成した場合の排出量を推計します（図 4-2）。

図 4-1 ごみ排出量予測方法のイメージ図

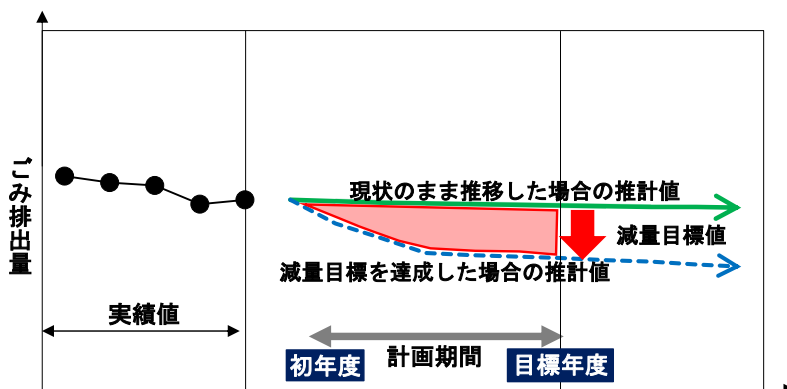
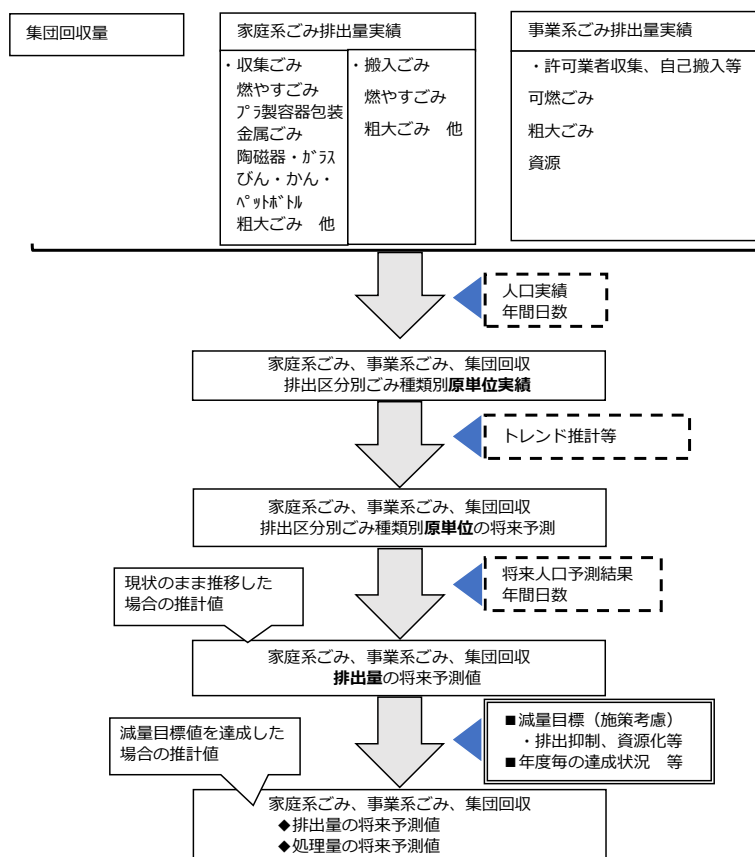




図 4-2 ごみ排出量および処理量の予測方法



将来のごみ排出量は、表 4-1 に示す項目について、表 4-2 に示す 2 つの方法で推計した結果を比較し、選定します。推計する項目は、排出形態（家庭系ごみ、事業系ごみ）別に推計します。

表 4-1 推計する項目

推計する項目	内容
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭から排出されるごみ区分ごとに1人1日当たりの排出量を推計する。
1日当たりの事業系ごみ排出量	事業所から排出されるごみ区分ごとに1日当たりの排出量を推計する。

表 4-2 推計の方法

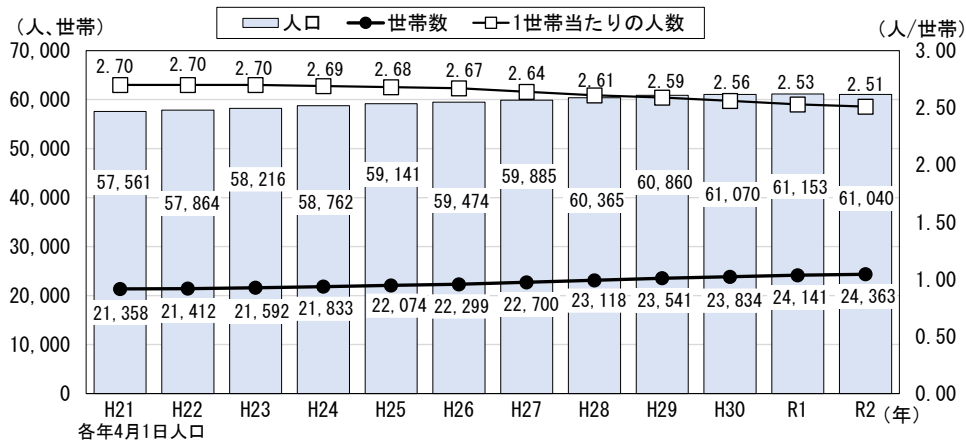
推計方法	内容
トレンド推計法	各項目の実績が今後も続くものとして、6種類のトレンド式を使用して推計する方法である。推計式は表 4-3 参照。
直近（直近数年）の実績	現状のまま推移した場合のごみ排出量であるため、将来も直近令和元年度実績値が続くと仮定して推計する方法である。例えば、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（g/人日）や事業系ごみ排出量を固定するものである。

## 2 将来人口予測

### (1) 人口実績

本市の人口推移を図 4-3 に示します。本市の人口は世帯数とともに、平成 21 年以降増加傾向にあります。一方、1 世帯当たりの人員数は減少傾向にあり、令和 2 年には人口 61,040 人、世帯数 24,363 世帯、1 世帯当たりの人員数は 2.51 人となっています。

図 4-3 人口及び世帯数の推移



### (2) 市による推計及びトレンド推計

「第 2 期みよし市まち・ひと・しごと創生【人口ビジョン】 令和 3 年 3 月」における将来推計人口（以下、「市推計人口」という。）及び過去の実績からトレンド式で推計した人口を図 4-4、表 4-3 に示します。

本計画は市推計人口を将来人口として採用します。

参考に推計したトレンド推計はいずれのトレンド式も良好な相関をもっており、令和 8 年度には指数式が最大で約 64,353 人、最少は 2 次式で約 61,830 人となりました。

本計画の計画期間、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の推計値を見ると、トレンド推計では二次関数式のみ減少、他の式は増加傾向にあります。市推計人口は増加傾向を示し、推計式のうち中位の値となっています。

図 4-4 上位計画とトレンド推計による人口将来推計結果

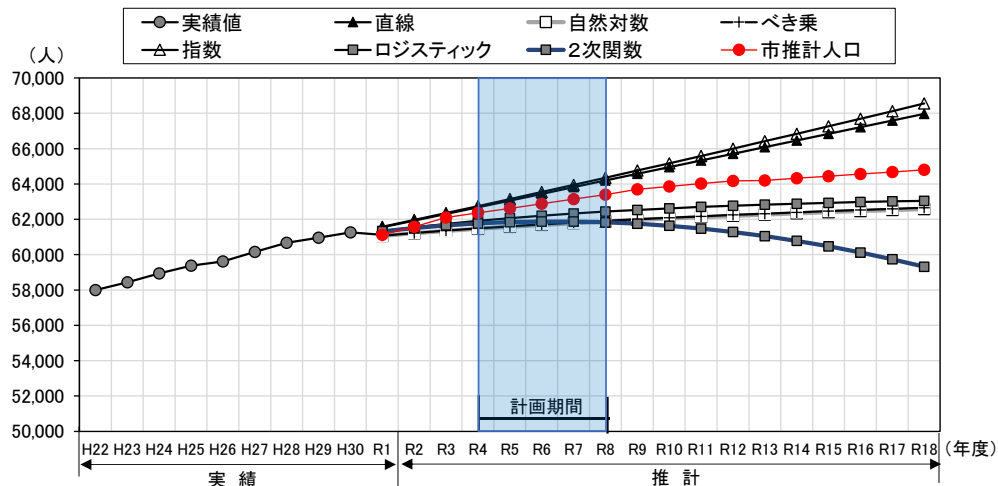
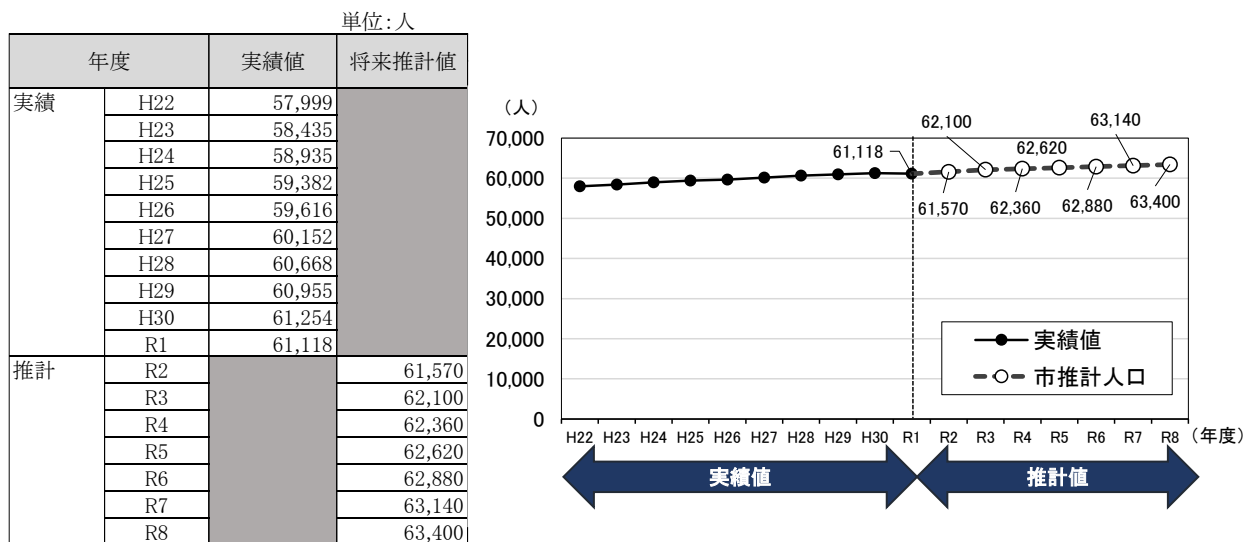


表 4-3 上位計画とトレンド推計による人口将来推計結果

単位:人

年度	実績値	トレンド推計値						みよし市	
		直線	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック	2次関数	人口推計	
実績	H22	57,999	-	-	-	-	-	-	
	H23	58,435	-	-	-	-	-	-	
	H24	58,935	-	-	-	-	-	-	
	H25	59,382	-	-	-	-	-	-	
	H26	59,616	-	-	-	-	-	-	
	H27	60,152	-	-	-	-	-	-	
	H28	60,668	-	-	-	-	-	-	
	H29	60,955	-	-	-	-	-	-	
	H30	61,254	-	-	-	-	-	-	
	R1	61,118	61,550	61,064	61,071	61,568	61,334	61,322	61,118
推計	R2	-	61,928	61,210	61,221	61,958	61,548	61,509	61,570
	R3	-	62,306	61,343	61,358	62,351	61,741	61,658	62,100
	R4	-	62,683	61,466	61,484	62,746	61,913	61,768	62,360
	R5	-	63,061	61,579	61,601	63,144	62,067	61,841	62,620
	R6	-	63,438	61,685	61,711	63,545	62,204	61,875	62,880
	R7	-	63,816	61,783	61,813	63,948	62,327	61,872	63,140
	R8	-	64,193	61,876	61,909	64,353	62,436	61,830	63,400
	推計式		$y=a \cdot x+b$	$y=a \cdot \ln x+b$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot b^x$	$y=K/(1+a \cdot e^{-bx})$	$y=a \cdot x^2+b \cdot x+c$	
係数	a		377.564	1,530.766	57,564.193	57,796.614	0.105	-19.061	
	b		57,774.800	57,539.268	0.026	1.006	0.118	587.230	
	c(K)		-	-	-	-	63,327.539	57,355.467	
相関係数		0.971980	0.936520	0.940260	0.969920	0.986270	0.987830		

図 4-5 将来人口



### 3 現状のまま推移した場合のごみ排出量の将来予測

#### (1) 原単位の予測結果

家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収量別に市民1人1日当たりの排出量（事業系ごみは1日当たりの排出量）の予測を行いました。その結果を表4-4に示します。

表4-4 現状のまま推移した場合の原単位の推計結果

ごみ区分		実績					推計値								備考
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
							計画期間								
家庭系	収集ごみ (g/人日)	燃やすごみ	461	459	458	463	468	468	468	468	468	468	468	468	直近実績推移
		資源ごみ	123	116	126	106	110	110	110	110	110	110	110	110	直近実績推移
		粗大ごみ	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	直近実績推移
		不燃ごみ	39	38	38	16	15	15	15	15	15	15	15	15	直近実績推移
		その他のごみ	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	直近実績推移
	直接搬入 (g/人日)	燃やすごみ	8	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	直近実績推移
		粗大ごみ	30	24	21	24	28	28	28	28	28	28	28	28	直近実績推移
		不燃ごみ	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	直近実績推移
	計 (g/人日)		666	648	651	620	631	631	631	631	631	631	631	631	
	資源除く計 (g/人日)		543	532	526	514	521	521	521	521	521	521	521	521	
事業系	許可収集 (t/日)	燃やすごみ	9.5	9.7	11	10.3	10	10	10	10	10	10	10	10	直近実績推移
		資源ごみ	0	0	0	0	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	直近実績推移
	直接搬入 (t/日)	燃やすごみ	5.7	5.8	4.8	4.7	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	直近実績推移
		不燃ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	直近実績推移
		粗大ごみ	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	直近実績推移
		資源ごみ	1.4	1.8	2.7	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	直近実績推移
	計 (t/日)		16.7	17.4	18.5	16.2	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	
資源除く計 (t/日)		15.3	15.6	15.8	15.0	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9		
集団回収量 (g/人日)		18	15	12	14	12	12	12	11	11	10	10	10	べき乗式	

※四捨五入の関係で、表内での計と計の値は一致しない場合がある。

#### (2) ごみ排出量の予測結果

ごみ排出量の予測は図4-2に示したように、家庭系ごみは市民1人1日当たりの排出量の予測結果に将来人口と年間日数を乗じ、事業系ごみは1日当たりの排出量に年間日数を乗じて算出します。

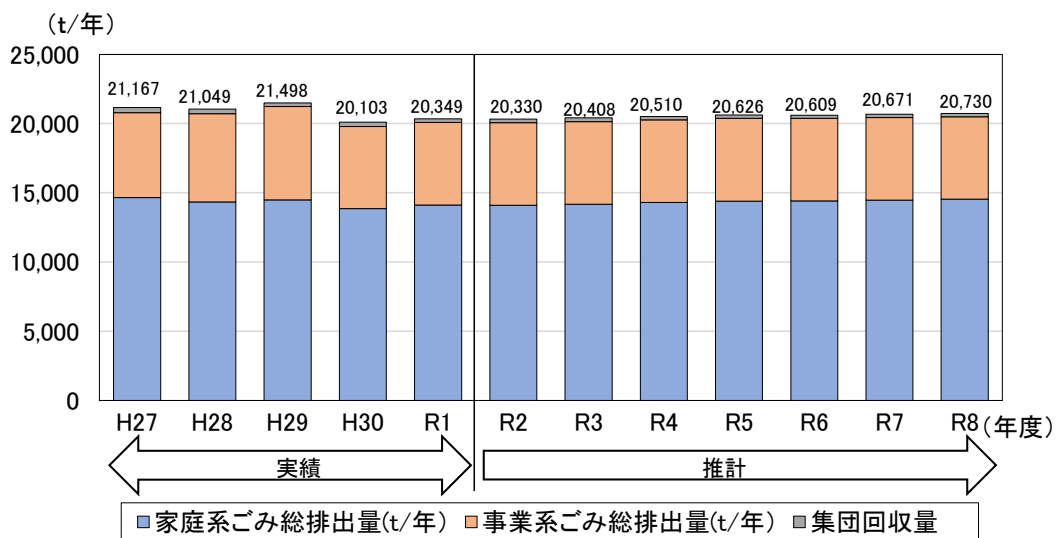
現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測結果を表4-5、図4-6に示します。

現状のまま推移した場合の令和8年度のごみ総排出量は20,730tです。

表 4-5 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測結果

ごみ区分			実績					推計値							
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
								計画期間							
家庭系	収集ごみ	燃やすごみ	10,143	10,172	10,190	10,351	10,467	10,460	10,517	10,608	10,682	10,697	10,741	10,786	
		(t/年)													
		資源ごみ	2,698	2,560	2,800	2,380	2,470	2,459	2,472	2,493	2,511	2,514	2,525	2,535	
		粗大ごみ	75	77	80	95	99	89	90	91	91	91	92	92	
		不燃ごみ	860	831	840	360	331	335	337	340	342	343	344	346	
	その他のごみ	15	16	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	
	家庭系ごみ総収集量		13,791	13,656	13,925	13,202	13,383	13,359	13,432	13,548	13,642	13,661	13,718	13,775	
	直接搬入	燃やすごみ	170	113	105	106	103	112	112	113	114	114	115	115	
		(t/年)													
		粗大ごみ	651	532	457	549	631	626	629	635	639	640	643	645	
家庭系ごみ総直接搬入量		863	686	568	661	739	738	741	748	753	754	758	760		
家庭系ごみ総排出量(t/年)		14,654	14,342	14,493	13,863	14,122	14,097	14,173	14,296	14,395	14,415	14,476	14,535		
資源除く総排出量(t/年)		11,956	11,782	11,693	11,483	11,652	11,638	11,701	11,803	11,884	11,901	11,951	12,000		
事業系	許可収集	燃やすごみ	3,489	3,556	4,004	3,750	3,652	3,650	3,650	3,650	3,660	3,650	3,650	3,650	
		(t/年)													
	資源ごみ		0	0	0	0	144	146	146	146	146	146	146	146	
	総許可業者収集量		3,489	3,556	4,004	3,750	3,796	3,796	3,796	3,796	3,806	3,796	3,796	3,796	
	直接搬入	燃やすごみ	2,087	2,112	1,742	1,715	1,783	1,789	1,789	1,789	1,793	1,789	1,789	1,789	
		(t/年)													
		不燃ごみ	10	9	5	6	8	8	8	8	8	8	8	8	
		粗大ごみ	26	21	14	9	7	7	7	7	7	7	7	7	
	資源ごみ		515	671	975	440	370	365	365	365	366	365	365	365	
	総直接搬入量		2,638	2,813	2,736	2,170	2,168	2,169	2,169	2,169	2,174	2,169	2,169	2,169	
事業系ごみ総排出量(t/年)		6,127	6,369	6,740	5,920	5,964	5,965	5,965	5,965	5,980	5,965	5,965	5,965		
ごみ排出量 (t/年)		20,781	20,711	21,233	19,783	20,086	20,062	20,138	20,261	20,375	20,380	20,441	20,500		
集団回収量 (t/年)		386	338	265	320	263	268	270	249	251	229	230	230		
ごみ総排出量 (t/年)		21,167	21,049	21,498	20,103	20,349	20,330	20,408	20,510	20,626	20,609	20,671	20,730		

図 4-6 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測結果



## 4 減量目標

### (1) 考え方

第3章第4節3前計画の減量目標の達成状況（p32）で記載したように、前計画の減量目標値はまだ達成できていません。

本計画の減量目標値は、令和3年3月策定の「第2次みよし市環境基本計画」の数値目標（令和7年度：中間目標値、令和12年度：目標値）を踏襲します。なお、目標値は本計画の目標年度である令和8年度に時点修正を加えたものとします。

### (2) 減量目標

#### ①1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを含まない）を現状値（令和元年度）より37g減量し、令和8年度に484g/人日を目標とします。  
これは現状値より約7%の減量となります。

表 4-6 ごみ減量の目標値

	現状（令和元年度）	目標値（令和8年度）
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	521g/人日	484g/人日

家庭系ごみの減量目標は、燃やすごみとして捨てられる資源ごみの分別の徹底及びプラスチック類など新たな資源化品目の拡大等により達成を目指します。

#### ②リサイクル率

本市におけるリサイクル率を現状値（令和元年度）より8.9ポイント増加し、令和8年度に27.6%を目標とします。

表 4-7 リサイクル率の目標値

	現状（令和元年度）	目標値（令和8年度）
リサイクル率	18.7%	27.6%

リサイクル率＝総資源化量÷総排出量

リサイクル率の目標は、家庭系ごみや事業系ごみの分別の徹底等による資源ごみの増加や中間処理施設等による資源化量の増加により達成を目指します。

具体的には今後、法制化が進む容器包装を除くおもちゃや日用品などのプラスチック類の資源化を検討し、資源化量の拡大を図ります。

## 5 減量目標を達成した場合のごみ排出量の将来予測

### (1) 原単位の予測結果

現状のまま推移した場合の原単位の予測結果から、減量目標を見込んだ原単位を年度ごとに予測しました。その結果を表 4-8 に示します。

表 4-8 減量目標を達成した場合の原単位の推計結果

ごみ区分			実績					推計値							
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
								計画期間							
家庭系	収集ごみ (g/人日)	燃やすごみ	461	459	458	463	468	468	468	454	441	438	436	433	
		資源ごみ	123	116	126	106	110	110	110	124	139	142	144	147	
		粗大ごみ	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		不燃ごみ	39	38	38	16	15	15	15	15	13	13	13	13	
		その他のごみ	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
	直接搬入 (g/人日)	燃やすごみ	8	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
		粗大ごみ	30	24	21	24	28	28	28	28	28	28	28	28	
		不燃ごみ	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計 (g/人日)		666	648	651	620	631	631	631	631	631	631	631	631	
	資源除く計 (g/人日)		543	532	526	514	521	521	521	507	492	489	487	484	
事業系	許可収集 (t/日)	燃やすごみ	9.5	9.7	11.0	10.3	10.0	10.0	8.7	8.5	8.3	8.4	8.4	8.5	
		資源ごみ	0	0	0	0	0.4	0.4	1.7	1.9	2.1	2.0	2.0	1.9	
	直接搬入 (t/日)	燃やすごみ	5.7	5.8	4.8	4.7	4.9	4.9	4.3	4.2	4.1	4.1	4.1	4.1	
		不燃ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		粗大ごみ	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		資源ごみ	1.4	1.8	2.7	1.2	1.0	1.0	1.6	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8	
集団回収量(g/人日)		18	15	12	14	12	12	12	11	11	10	10	10		

### (2) 減量目標を達成した場合のごみ排出量の予測結果

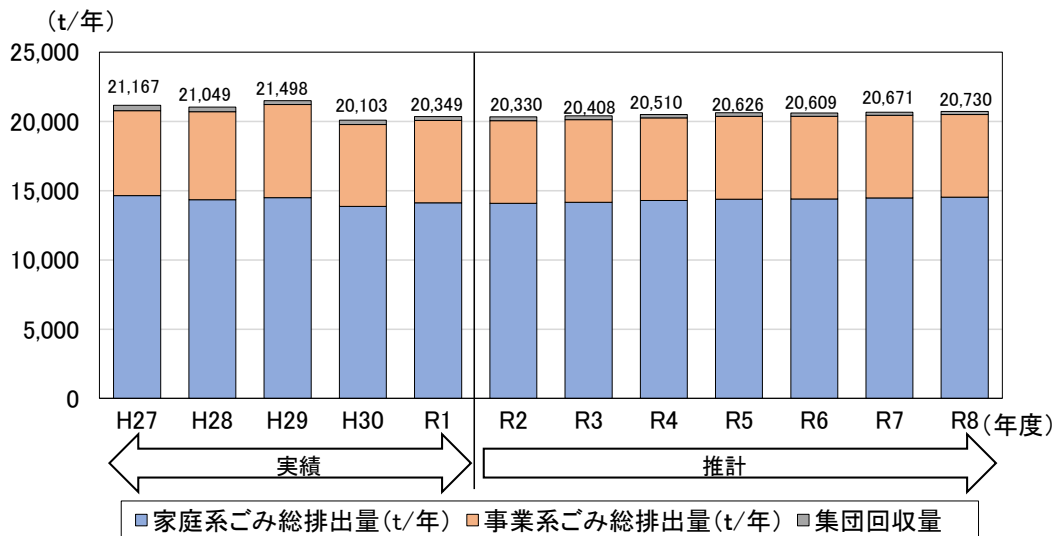
減量目標を達成した場合のごみ排出量の予測結果を表 4-9、図 4-7 に示します。

減量目標を達成した場合の令和 8 年度の家系ごみ排出量（資源ごみを含まない）は 11,147 t で、現状のまま推移した場合の推計値 12,000 t から 853 t（7%）の削減となっています。

表 4-9 減量目標を達成した場合のごみ排出量の予測結果

ごみ区分			実績					推計値						
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
								計画期間						
家庭系	収集ごみ (t/年)	燃やすごみ	10,143	10,172	10,190	10,351	10,467	10,460	10,517	10,291	10,065	10,011	10,007	9,979
		資源ごみ	2,698	2,560	2,800	2,380	2,470	2,459	2,472	2,810	3,173	3,246	3,305	3,388
		粗大ごみ	75	77	80	95	99	89	90	91	91	91	92	92
		不燃ごみ	860	831	840	360	331	335	337	340	297	297	298	300
		その他のごみ	15	16	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16
	家庭系ごみ総収集量		13,791	13,656	13,925	13,202	13,383	13,359	13,432	13,548	13,642	13,661	13,718	13,775
	直接搬入 (t/年)	燃やすごみ	170	113	105	106	103	112	112	113	114	114	115	115
		粗大ごみ	651	532	457	549	631	626	629	635	639	640	643	645
		不燃ごみ	42	41	6	6	5	0	0	0	0	0	0	0
	家庭系ごみ総自己搬入量		863	686	568	661	739	738	741	748	753	754	758	760
家庭系ごみ総排出量(t/年)		14,654	14,342	14,493	13,863	14,122	14,097	14,173	14,296	14,395	14,415	14,476	14,535	
資源除く排出量(t/年)		11,956	11,782	11,693	11,483	11,652	11,638	11,701	11,486	11,222	11,169	11,171	11,147	
事業系	許可収集 (t/年)	燃やすごみ	3,489	3,556	4,004	3,750	3,652	3,650	3,175	3,102	3,037	3,066	3,066	3,102
		資源ごみ	0	0	0	0	144	146	621	694	769	730	730	694
	総許可業者収集量		3,489	3,556	4,004	3,750	3,796	3,796	3,796	3,796	3,806	3,796	3,796	3,796
	直接搬入 (t/年)	燃やすごみ	2,087	2,112	1,742	1,715	1,783	1,789	1,570	1,533	1,500	1,497	1,497	1,497
		不燃ごみ	10	9	5	6	8	8	8	8	8	8	8	8
		粗大ごみ	26	21	14	9	7	7	7	7	7	7	7	7
		資源ごみ	515	671	975	440	370	365	584	621	659	657	657	657
	総直接搬入量		2,638	2,813	2,736	2,170	2,168	2,169	2,169	2,169	2,174	2,169	2,169	2,169
	事業系ごみ総排出量(t/年)		6,127	6,369	6,740	5,920	5,964	5,965	5,965	5,965	5,980	5,965	5,965	5,965
	ごみ排出量 (t/年)		20,781	20,711	21,233	19,783	20,086	20,062	20,138	20,261	20,375	20,380	20,441	20,500
集団回収量 (t/年)		386	338	265	320	263	268	270	249	251	229	230	230	
ごみ総排出量 (t/年)		21,167	21,049	21,498	20,103	20,349	20,330	20,408	20,510	20,626	20,609	20,671	20,730	

図 4-7 減量目標を達成した場合のごみ排出量の予測結果





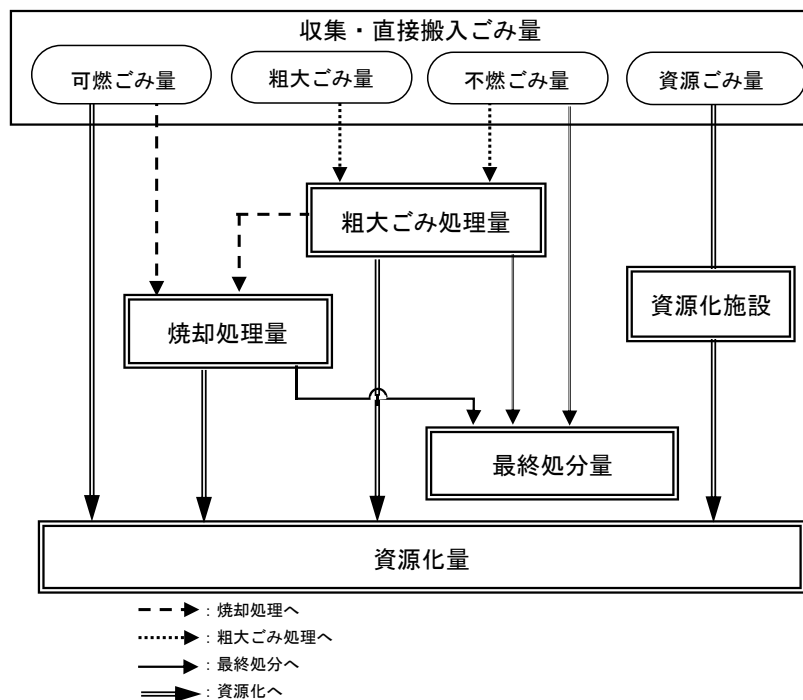
### (3) 減量目標を達成した場合のごみ処理量の予測結果

減量目標を達成した場合のごみ排出量の予測結果から、本市のごみ処理量を推計します。ごみ処理量はごみ区分別の収集量の単純計算ではなく、図 4-8 に示すようにごみ区分から直接処理される量、他の処理施設からの残渣量等を加算して推計します。なお、ごみ区分ごとの処理・処分量は過去の排出量の実績等から係数を設定し推計しています。

減量目標を達成した場合のごみ処理量の予測結果を表 4-10 に示します。

令和 8 年度の処理量は令和元年度の処理量に比べ、焼却処理量は 11.6%、最終処分量は 11.7%減少すると予測しました。

図 4-8 各処理・処分量の主な計算フロー



$$\text{焼却処理量} = \text{直接焼却処理量} + \text{粗大ごみ処理残渣}$$

$$\text{粗大ごみ処理量} = \text{直接最終処分を除く不燃ごみ} + \text{粗大ごみ}$$

$$\text{資源化量} = \text{直接資源化量} + \text{焼却施設からの資源化量} + \text{粗大ごみ処理施設からの資源化量}$$

$$+ \text{資源化施設からの資源化量}$$

$$\text{最終処分量} = \text{直接最終処分量} + \text{焼却残渣} + \text{粗大ごみ処理残渣}$$

表 4-10 減量目標を達成した場合の処理量の予測結果

処理区分	実績					推計値						
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
						計画期間						
焼却処理量(t/年)	16,661	16,319	16,842	16,399	17,258	16,616	15,989	15,642	15,296	15,248	15,249	15,259
直接焼却量	15,489	15,260	15,843	15,769	16,528	15,853	15,221	14,880	14,560	14,524	14,521	14,529
粗大ごみ処理残渣	1,172	1,059	999	630	730	763	768	762	736	724	728	730
粗大ごみ処理量(t/年)	1,621	1,468	1,395	991	1,032	1,055	1,061	1,070	1,035	1,036	1,041	1,044
総資源化量(t/年)	4,460	4,441	4,784	3,870	3,810	3,947	4,639	5,100	5,562	5,611	5,673	5,720
焼却施設から	238	338	337	338	329	330	317	331	324	342	343	343
粗大ごみ処理施設から	219	198	218	175	218	205	206	220	214	227	228	228
堆肥化、飼料	404	336	189	171	144	158	153	159	156	164	164	164
直接資源化	0	0	0	159	157	162	200	225	251	252	256	258
その他資源化施設等	3,213	3,231	3,775	2,707	2,699	2,824	3,493	3,916	4,366	4,397	4,452	4,497
集団回収	386	338	265	320	263	268	270	249	251	229	230	230
最終処分量(t/年)	2,396	2,228	2,175	1,850	1,941	1,863	1,793	1,757	1,715	1,711	1,711	1,713
直接最終処分	58	59	22	32	33	26	26	27	23	23	23	24
焼却残渣	2,144	1,988	1,979	1,736	1,824	1,750	1,680	1,642	1,607	1,603	1,603	1,603
粗大ごみ処理残渣	194	181	174	82	84	87	87	88	85	85	85	86

## 第5章 基本計画

本計画では、上位計画の「第2次みよし市環境基本計画」に倣い、SDGsの「17のゴール」の考え方を取り入れ、SDGsの視点を持ちながら施策を策定します。



※SDGsとは持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略

平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

### 第1節 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

ごみの排出抑制のためには、市のみではなく、市民、事業者が一体となって、ごみの減量、資源化の推進に取り組んでいく必要があります。したがって、ごみの減量・資源化に向けた市民、事業者の行動についても以下に取りまとめます。

表 5-1 市民・事業者・市の役割

市民	事業者	市
市民は、廃棄物の発生抑制を意識し、ごみの減量・資源化に取り組み、ごみを出さないライフスタイルへの転換を図っていきます。循環的な利用ができない廃棄物については、適正に処理されるよう、分別の徹底を図っていきます。	事業者は、自らの事業活動に伴い発生する廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用に積極的に取り組んでいきます。	市は積極的な普及啓発や情報提供を通じて、市民・事業者の循環型社会の実現についての理解を促進し、自主的な取り組みを支援していきます。

#### 1 ごみ減量の推進

市民一人ひとりが、家庭・事業所から発生するごみの発生・排出抑制に取り組み、ごみ排出の少ない社会を目指します。



## (1) ごみの発生・排出抑制の推進

各家庭、事業所でごみの発生・排出を抑制することは、ごみの排出量の削減のみではなく、廃棄される資源化可能な物の削減や最終処分量の削減、処理費用の低減にも繋がります。

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家具などは修理することで、長い期間の使用に努めます。</li> <li>●必要のないものやすぐにごみとなるものは買わないように努めます。</li> <li>●使用後も再利用や再資源化ができる商品の選択に努めます。</li> <li>●使い捨て製品の使用を控え、詰め替え製品を積極的に使用するよう心がけます。</li> <li>●環境に配慮した製品を優先して購入するよう努めます。</li> <li>●ばら売り商品などを選択するよう努めます。</li> <li>●買い物にマイバッグを持参し、不要なレジ袋は使いません。</li> <li>●過剰包装は断ります。</li> <li>●食品ロス削減のため、食料品は必要な分だけの購入に努めます。</li> <li>●食べ残しや賞味期限切れの商品をなくすよう努めます。</li> <li>●生ごみは多くの水分を含んでいるため、水切りの徹底に努めます。</li> <li>●リサイクルステーションやフリーマーケットなどを活用して、不用になったもののリユース、リサイクルに努めます。</li> <li>●生ごみは堆肥化などの有効活用に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業活動によって発生する廃棄物の削減に努めます。</li> <li>●ペーパーレス化を推進します。</li> <li>●量り売りや包装の簡素化など、無駄を出さない販売方法などの取り組みに努めます。</li> <li>●容器を回収し、再利用に努めます。</li> <li>●商品の企画を統一し、部品交換ができるような商品の販売を推進します。</li> <li>●再利用や再資源化ができる製品の製造・販売に努めます。</li> <li>●マイバッグ運動の推進など家庭のごみを減らす取組に努めます。</li> <li>●利用や廃棄段階で、ごみになりにくい製品の製造・販売に努めます。</li> <li>●再生紙の活用など、グリーン購入を実践します。</li> <li>●資源ごみはリサイクルします。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報紙やホームページなどを活用し、ごみの減量やリサイクルなどの意識高揚を図ります。</li> <li>●ペーパーレス化を推進します。</li> <li>●生ごみの減量と有効活用のため、生ごみ処理機の購入の支援をします。</li> <li>●公共事業で用いる建設資材は、リサイクル製品の積極的な利用に努めます。</li> <li>●リサイクルステーションによる資源回収の周知・徹底を図ります。</li> <li>●資源ごみは分別収集を行い、適切に再資源化を行います。</li> <li>●ごみの排出状況について調査し効果的な減量方法を検討します。</li> </ul>

## (2) ごみ減量に向けた啓発意識

市民や事業者がごみに対する理解を深め、自主的なごみ減量の取り組みを促進するため、意識啓発に向けた広報・啓発を行っていきます。

主な取り組み	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみの減量に向けた、ライフスタイルの見直しについて家庭内で話し合います。</li> <li>●環境やごみに関する市民参加型のイベント等に積極的に参加していきます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所内で発生するごみについて減量努力を周知徹底します。</li> <li>●環境に対する取り組みと、自主的な廃棄物の減量やリサイクルを促進するため、ISO等環境マネジメントシステムの有効活用に努めていきます。</li> <li>●顧客に対しマイバッグの利用などごみを減らす購入方法について広報に努めます。</li> <li>●事業所内での分別徹底に向け社内教育に努めます。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報紙やホームページなどを活用し、ごみの減量やリサイクルなどの意識高揚を図ります。(再掲)</li> <li>●ごみの減量方法や適正な排出方法など、広報・啓発により周知を図ります。</li> <li>●市民参加型のイベント等を通じて、ごみの減量の意識高揚を図ります。</li> <li>●ごみ減量に向け、児童等若年層からの環境学習を推進します。</li> <li>●環境マネジメントシステムや拡大生産者責任<sup>※</sup>を広報啓発し推進します。</li> </ul>

※拡大生産者責任とは生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担すること。

## 2 資源化の推進

限りある資源を有効に利用するため、資源化可能なものはしっかり分別し、資源循環型社会の推進を目指します。



### (1) 資源の分別の徹底

資源の有効利用に向け、ごみを排出する際に分別の徹底に努めます。

主な取り組み	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみは、市のルールに従って正しく分別します。</li> <li>●燃やすごみ、燃えないごみに資源ごみが混入しないよう、家庭内でごみ箱を分けるなど分別の徹底を図っていきます。</li> <li>●資源ごみの回収に協力します。</li> <li>●正しい分別方法について家庭内で話し合います。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所内での分別徹底に向け社内教育に努めます。(再掲)</li> <li>●顧客用資源リサイクルボックスを用意するなど顧客の排出する資源の分別を推進します。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資源ごみ分別収集を行い、適切に再資源化を行います。</li> <li>●正しい資源分別の方法やリサイクルステーションなどの利用に関する情報提供に努めます。</li> <li>●広報等を通じて分別された資源がどのように資源化されているかなどの情報を周知し、リサイクルの意識高揚を図ります。</li> <li>●資源の適正な分別について児童等若年層からの環境学習を通じて意識高揚に努めます。</li> </ul>

## (2) 資源化の拡大

各主体で分別した資源の適正な排出及び処理に努め、資源化推進に努めます。

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● P T A 資源化事業に積極的に参加するよう努めます。</li> <li>● リサイクルステーションの積極的な活用に努めます。</li> <li>● フリーマーケットなど、不用になったもののリユース活動の実践に努めます。</li> <li>● 廃棄した後も再利用や再資源化ができる商品の購入に努めます。</li> <li>● リサイクル製品などを積極的に利用し資源化の推進に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 顧客用資源リサイクルボックスを用意するなど顧客の排出する資源の分別を推進します。(再掲)</li> <li>● 事業所内で発生する資源ごみは資源化業者等の活用や独自の資源化処理の実施など、積極的なリサイクルの推進に努めます。</li> <li>● 再生紙の活用など、グリーン購入を実践します。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● P T A 資源化事業の助成を継続していきます。</li> <li>● リサイクルステーションみよしによる資源回収の周知・徹底を図ります。</li> <li>● 行政で使用する資材や備品などはリサイクル製品の積極的な利用に努めます。</li> <li>● 「プラスチック資源循環促進法案」の法整備を見据えて、プラスチック類の分別資源化を推進します。</li> </ul>

## 3 安全で適正な収集・処理体制の推進

ごみを衛生的かつ安全に処理するために、地球温暖化対策に配慮しながら、ごみの収集運搬から最終処分に至るまで、安定的な処理体制を推進していきます。



### (1) 収集運搬体制の充実

収集運搬は、ごみの排出量の変化等に応じて効率化を図ります。また、収集運搬で発生する二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) などの温室効果ガスにも配慮します。

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 収集運搬が効率的に行えるよう、ごみの適正な分別及び排出に努めます。</li> <li>● ごみの排出抑制の推進、リサイクルステーションや P T A 資源回収などの利用により排出するごみの量を可能な限り少なくし、収集運搬負荷の低減に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出量の削減によりごみの運搬における環境負荷等の低減に努めます。</li> <li>● 許可業者等と連携しながら効率的な運搬の実施を図ります。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 効率的な収集運搬体制について検討します。</li> <li>● 環境負荷の少ない収集車両の導入など地域環境に配慮した収集運搬体制を検討していきます。</li> <li>● 今後の超高齢社会に備え、社会福祉協議会等と連携し、日常のごみ出しが負担となっている高齢者などに対し、ごみ出し支援に取り組みます。</li> </ul>

## (2) 安全で適正な処理・処分体制の推進



本市の中間処理及び最終処分は尾三衛生組合が中心となって行っていますが、施設で適正な処理を維持できるよう、ごみの適正排出を推進していきます。

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出されたごみがどのように処理されているか、市の情報などを基に把握し、施設において適正かつ効率的な処理処分が行えるよう、ごみの適正な分別排出に努めます。</li> <li>● 水銀を使用している体温計や、蛍光灯、バッテリー、乾電池などの有害廃棄物の適正な処理のため、ルールを守った廃棄に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出するごみについては、施設において適正かつ効率的な処理処分が行えるよう、社内教育等を通して、ごみの適正な分別排出に努めます。</li> <li>● 民間事業者等に収集及び処理処分を委託する場合にも、安全かつ適正に処理されるよう排出者としての責任を果たすことに努めます。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民、事業者に対し、施設における処理方法や、分別の意義、ごみの適正排出方法などに関する情報の提供、広報・啓発に努めます。</li> <li>● 中間処理施設や最終処分場など、新規施設整備には、莫大な費用と用地の確保等が必要となり困難であることから、現有施設の長期利用ができるよう、処理先の施設と情報連携を図ります。</li> <li>● 水銀を使用している体温計や、蛍光灯、バッテリー、乾電池などの有害廃棄物の適正な処理を行います。</li> <li>● 災害発生時に備えて災害廃棄物処理計画を策定し廃棄物の処理体制を構築します。</li> </ul>

## 第2節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

ごみの分別区分は当面現状どおりとし、継続するものとしますが、今後、「プラスチック資源循環促進法案」の法整備に伴い、必要に応じて、「プラスチック類」の分別区分の変更を行うものとします。

表 5-2 ごみの分別区分

区 分		内 容
可燃 ごみ	燃やすごみ	台所ごみ、革製品、木くず
不燃 ごみ	金属ごみ	金属くず（フライパン、鍋、ねじ、やかんなど）、危険物類（はさみ、包丁、スプレー缶など）、その他（割れた蛍光灯、白熱・LED電球、傘、ボトル型缶のふたなど）
	陶磁器・ガラスごみ	ガラスくず（板ガラス、コップ、花瓶など）、陶磁器類（茶碗、食器、植木鉢など）、その他（鏡、水槽、人形ケースなど）
粗大ごみ		家具（たんす・ソファ等）、電気製品（電子レンジ・扇風機等）、石油機器（コンロ・ファンヒーター等）、寝具・敷物（ふとん・じゅうたん等）、自転車等
再利用 資源	プラスチック製容器包装	 マークが表示しているものが対象 プラスチック製容器包装（ボトル類、カップ類、トレイ類、ポリ袋等）
	プラスチック類 （今後検討）	カセットテープ、ビデオテープ、パケツ、CD、プラスチック製おもちゃ等
	びん	酒類びん、ビールびん、ジャムびん、ドリンクびん、しょうゆびん等、飲料用・びん詰用びん
	かん	飲料缶、缶詰用缶、海苔缶、粉ミルク缶等
	ペットボトル	 マークの入った容器 PET ペットボトル（飲料・酒類・しょうゆ類）

### 第3節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

#### 1 収集・運搬計画

##### （1）収集・運搬体制

収集・運搬体制の管理体制は、委託で行っており、今後も継続するものとします。

##### （2）収集方式等

収集対象地域は行政区域全域であり、一般家庭から排出される一般廃棄物について定められた分別区分と排出方法に則り排出された廃棄物を収集対象とします。事業系ごみは、排出者自ら直接搬入するか、許可業者による収集とします。また、日常的にごみ出しが困難な高齢者等へのごみ出し支援のための収集方式を福祉関連部門等と協議して取り組んでいきます。

収集頻度については、当面現状どおりとしますが、排出量や市民サービスの向上、収集の効率化等の面から、必要に応じて見直しを検討します。



表 5-3 収集方式等

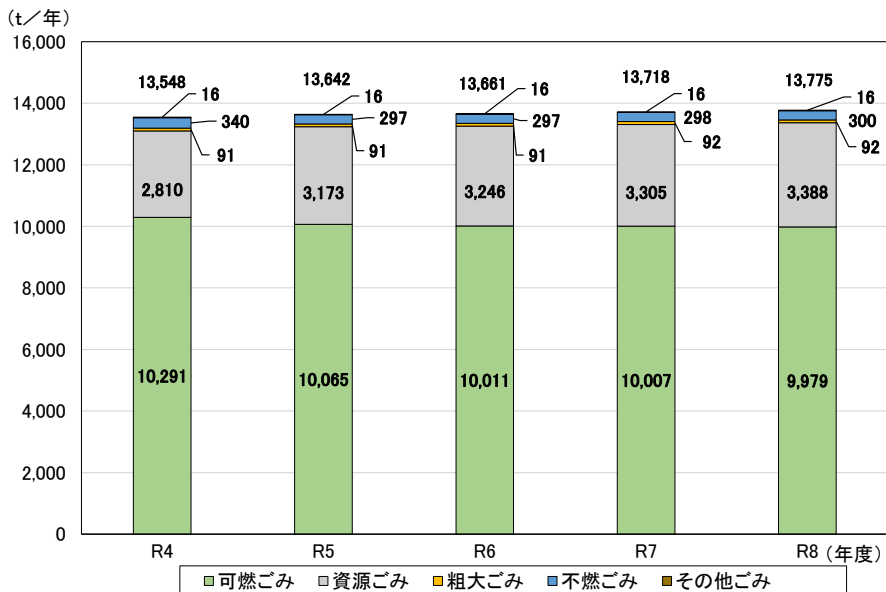
区 分		処理主体	収集方法	収集頻度
家庭系ごみ	燃やすごみ	市（委託）	指定袋によるステーション方式	週2回
	金属ごみ	市（委託）	指定袋によるステーション方式	月2回
	陶磁器・ガラス	市（委託）	指定袋によるステーション方式	月1回
	粗大ごみ	市（委託）	戸別方式	週1回
再生 利用 資源	びん かん アルミかん（拠点回収分）	市（委託）	ステーション方式及び拠点方式	ステーション方式…月1回 拠点方式…随時
		市（委託）		
		市（委託）		
		市（委託）		
	ペットボトル	市（委託）	拠点方式	随時
	古紙類	市（委託）		
	古布	市（委託）	拠点方式	随時
	プラスチック製容器包装	市（委託）	指定袋によるステーション方式及び拠点方式	ステーション方式…週1回 拠点方式…随時
	プラスチック類	詳細は今後検討		
	白色トレイ	市（直営）	拠点方式	随時
	廃食用油	市（直営）	拠点方式	随時
	使用済家庭用小型家電製品	市（委託）	拠点方式	随時
	その他 割り箸、スプレー缶、使い捨てライター、自動車・オートバイ用バッテリー	市（直営）	拠点方式	随時
	陶器	市（直営）	拠点方式	随時
有害ごみ 乾電池・蛍光灯・水銀体温計	市（直営）	拠点方式	随時	

（3）収集・運搬量

将来の収集・運搬量は図 5-1 に示すとおりです。

収集・運搬量の将来推計は令和 8 年度には 13,775 t と推計しています。内訳をみると、令和 4 年度は可燃ごみ 76.0%、資源ごみ 20.7%となっていますが、令和 8 年度には可燃ごみが 72.4%、資源ごみが 24.6%となっています。

図 5-1 収集・運搬量の将来推計



## 2 中間処理計画

中間処理は、分別収集で分別した資源ごみや、不燃・粗大ごみ中の金属等を、それぞれ資源化するとともに、それ以外のものについては、熱回収等によりエネルギーの有効利用を図りながら減量・減容処理を実施するものとします。

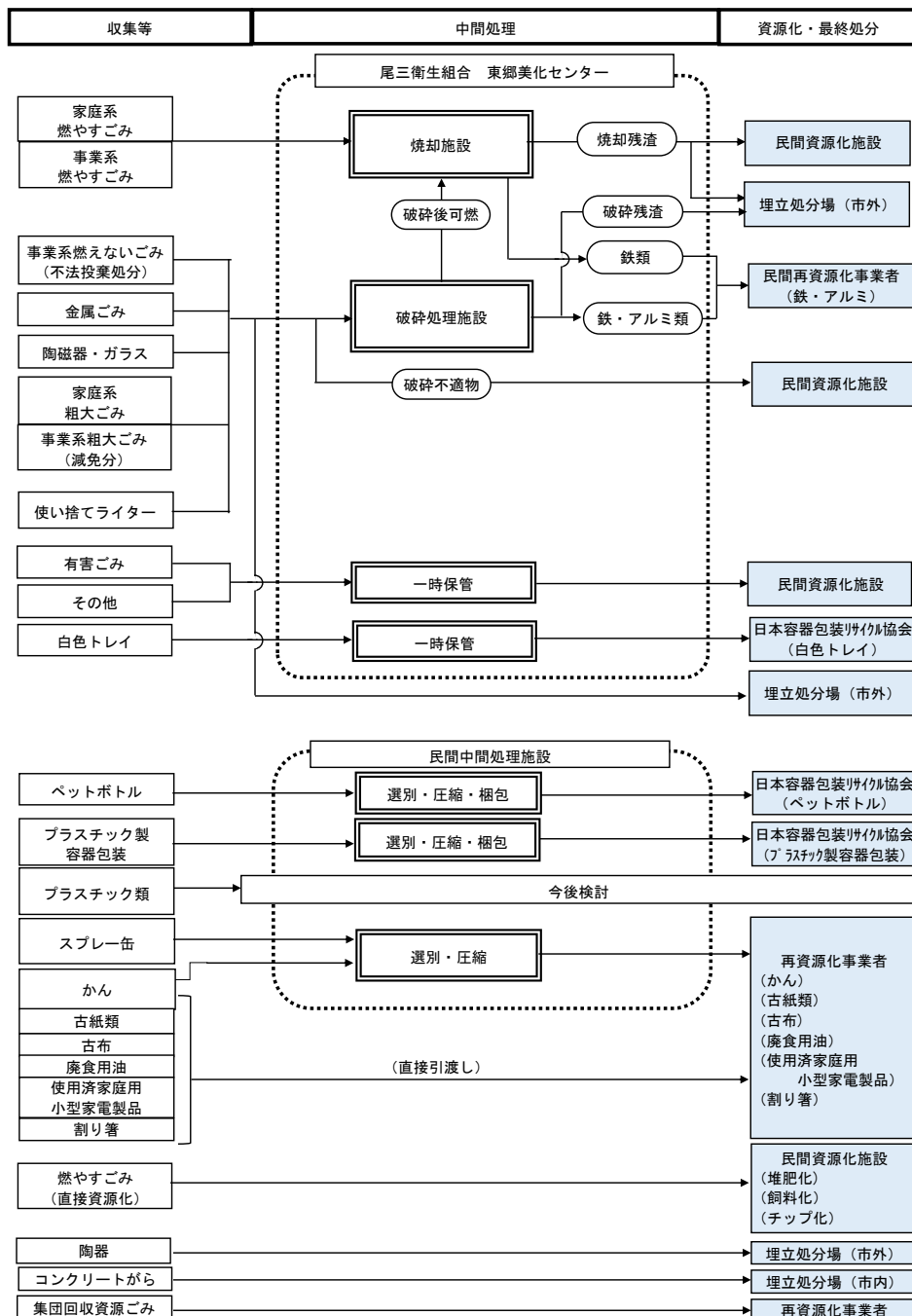
### (1) 運営・管理体制

中間処理の運転管理は、尾三衛生組合で行っており、今後も継続するものとします。

### (2) 中間処理対象ごみ及び処理方法

分別区分は今後資源化を推進するプラスチック類以外は変更しないことから、各施設の処理対象物は、基本的に現状どおりとし、プラスチック類の中間処理、資源化の方法は今後検討していきます。処理フローは、図 5-2 に示すとおりとします。

図 5-2 将来のごみ処理フロー



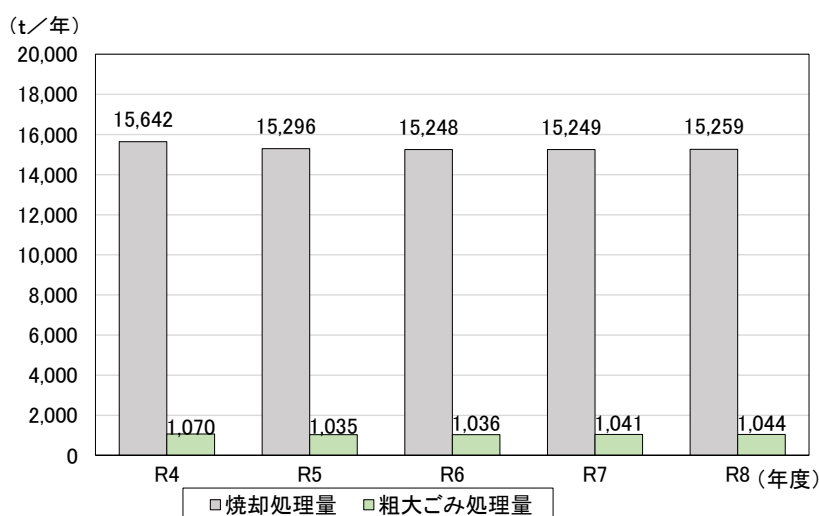
### (3) 中間処理量

将来の中間処理量は図 5-3 に示すとおりです。

焼却処理量の将来推計は令和 4 年度 15,642 t、令和 8 年度は 15,259 t と推計しています。

一方、粗大ごみ処理量の将来推計は令和 4 年度 1,070 t、令和 8 年度には 1,044 t と推計しています。

図 5-3 中間処理量の将来推計



## 3 最終処分計画

最終処分の目的は、中間処理を経て最終的に残ったごみは無害化・安定化させ自然へ還元させることです。

最終処分場は廃棄物の最終的な受け皿であり、この機能を欠如させることはできないため、長期的な展望に立った用地の確保、施設の整備が重要です。

### (1) 運営・管理体制

運営・管理体制は、現状どおり、市及び尾三衛生組合が主体となり行うものとします。組合からの埋立処分は(公財)愛知臨海環境整備センターにより行っており、また、家庭から排出されるコンクリートがらは本市のみよし市不燃物埋立処分場、陶器・ガラス等は豊田市グリーン・クリーンふじの丘で処理を継続します。

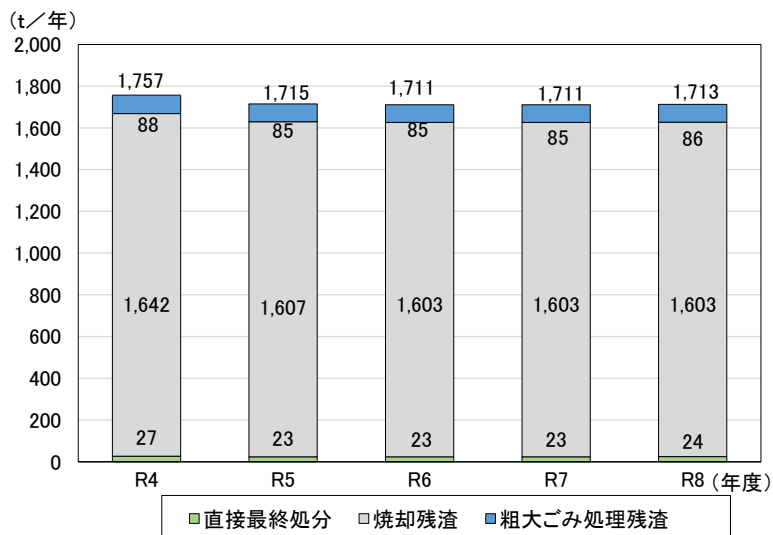
### (2) 最終処分対象ごみ及び処分方法

最終処分対象ごみは、中間処理を経て、最終的に残ったごみで、資源化、減量・減容化することが困難で、無害化、安定化しているものです。具体的には、陶器・ガラス等の直接埋立物、ごみ焼却施設(東郷美化センター)からの焼却灰、粗大ごみ処理施設(東郷美化センター)からの処理残渣です。

### (3) 埋立処分量

将来の最終処分量の推移は図 5-4 に示すとおりです。最終処分量は令和 8 年度に 1,713t と推計します。

図 5-4 埋立処理分量の将来推計



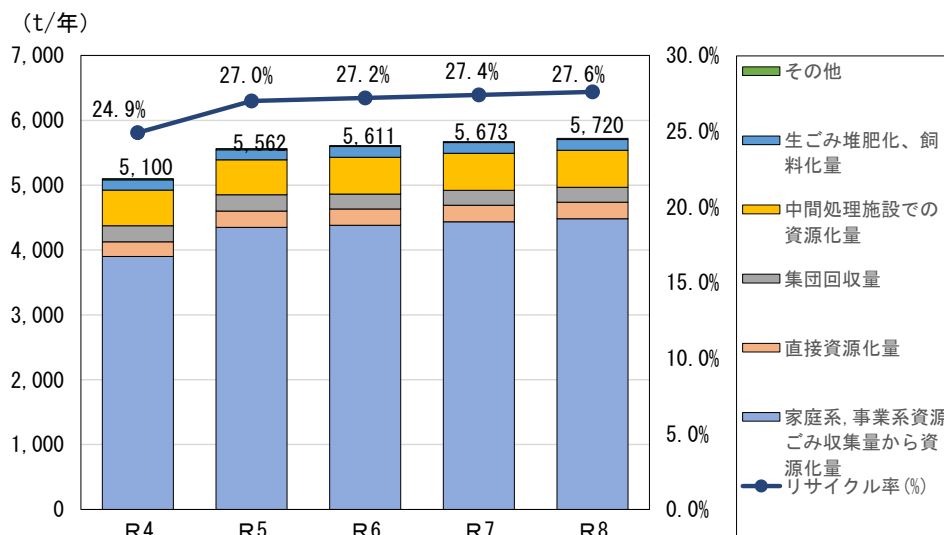
## 4 資源化量計画とリサイクル率

本市の資源化量は資源ごみの収集量から中間処理施設での資源化、焼却施設での金属回収、破碎処理施設からの金属回収、直接資源化物等からなります。

それらの資源化量の合計を総資源化量とし、ごみ総排出量で除したものがリサイクル率です。

減量目標を達成した場合の、総資源化量とリサイクル率の推移は図 5-5 に示すとおりです。総資源化量はプラスチック類の新たな資源化等により令和 4 年度 5,100 t から令和 8 年度に 5,720 t と 620 t 増加し、リサイクル率は 24.9% から 27.6% に増加すると推計します。

図 5-5 資源化量とリサイクル率の将来推計



## 第4節 ごみの処理施設の整備に関する事項

中間処理は尾三衛生組合が主体となって行っており、最終処分は、市及び尾三衛生組合が行っています。以下に本計画期間中における整備の方針を示します。

### 1 中間処理施設

尾三衛生組合の東郷美化センターは平成9年度竣工以来老朽化が進んでいましたが、令和元年度に基幹改良工事が終了し、令和11年度まで延命化していますが、次期ごみ処理施設の設備計画は必要で、施設を整備するには計画から稼働開始までかなりの時間を要します。

一方、愛知県ではごみ焼却施設の新たな整備について「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成21年3月 愛知県）」によると「尾張東部衛生組合晴丘センターごみ焼却施設と平成30年度以降に統合」となっています。

特に新たな広域化により共同でごみ処理を実施する場合、処理するごみの内容物、資源ごみの種類などすり合わせし解決しなければならない項目が数多く生じます。

そこで、現在、令和3年3月策定の「尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画」を踏まえて、「尾張東部衛生組合晴丘センターごみ焼却施設」との統合について、長期的な取組として県や関係市町と継続的な協議をしていきます。

### 2 最終処分場

現在、陶器・ガラス類のうち直接埋立物は「グリーン・クリーンふじの丘」（豊田市）において埋立処分を行っています。家庭から排出されるコンクリートがらは「みよし市不燃物埋立処分場」で埋立処分を行っています。今後は施設の長期利用を確保するため、さらに、ごみの減量化・減容化に努めていく必要があります。

## 第6章 災害廃棄物処理計画

### 第1節 みよし市の災害廃棄物

#### 1 災害発生時の廃棄物処理への影響（課題の整理）

本市の災害廃棄物処理に関する課題について、地域特性や廃棄物処理の現状の観点から整理すると表 6-1 のとおりです。

表 6-1 みよし市における災害廃棄物に関する課題の整理

	現 状	想定される事態
地域の 特徴	高齢化率は増加傾向にあり、近い将来超高齢社会を迎えると思われる	高齢のため、自力で災害廃棄物を排出できない市民への対応が必要になる
	市域の一部に人口密度の高い地域がある	仮置場候補地を配置する場合に、人口密度や人口分布を考慮する必要がある
	卸売・小売業と製造業の事業所が多い	水害が発生して事業所から公共の場に流出したごみで、生活環境保全上著しく支障が出る場合は、やむを得ず市が処理することとなる
	市内を二級河川やその支流が流れている	近年の気候変動の影響による梅雨や台風時期の大雨により河川氾濫の危険性が高まっている
	山林は少ない	土砂災害の危険性は少ない
	住宅化が進行している	仮置場候補地となる空地が少ない
	上水道普及率が高い	災害で上水道が止まった場合に水洗トイレが使用できなくなるため、多くの仮設トイレが必要となる
	東名高速道路の IC がある	高速道路のアクセスが良好であり、自区域外の災害廃棄物処理も有力な選択肢になる
	緊急輸送路から遠い地区がある	道路啓開（最低限のがれき処理を行い、緊急車両等を通行させる）に時間がかかり、その間の災害廃棄物や生活ごみの収集・運搬に支障をきたす
廃棄物 処理	一般廃棄物処理を組合で行っている	東郷町、日進市及び組合との間で、災害廃棄物の受け入れに関する調整が必要となる
	施設の老朽化	経年に伴い、施設の老朽化や処理能力の低下が進んでおり、災害廃棄物に関する処理余力がさらに小さくなっている恐れがある
	民間事業者の活用	焼却灰の処理等、普段から民間事業者が一定の役割を担っているが、災害時にはさらに依存度が高まる可能性がある

#### 2 対象とする災害

本市災害廃棄物処理計画で対象とする災害は、地震災害及び台風、豪雨等による風水害、その他自然災害とします。計画で対象とする災害により発生が想定される大規模災害の種類と災害廃棄物の特徴を表 6-2 に示します。

表 6-2 想定される大規模災害の種類と災害廃棄物の特徴

災害の種類	地震被害		風水害	土砂災害
災害形態	津波を伴う海溝型地震	直下型地震	浸水被害	斜面崩壊、土砂流出
災害要因等	南海トラフ地震 日本海側海溝型地震	活断層地震	豪雨による河川氾濫等の災害	土砂崩れ、土石流等による災害
発生が想定される災害廃棄物の特徴	巨大津波による建物被害、大量の混合廃棄物が発生	揺れによる建物の倒壊や火災による廃棄物	床上・床下浸水による災害での家財等の廃棄物	大量の土砂及び流木等、被害家屋からの廃棄物
参考となる過去の災害事例	東日本大震災	平成28年熊本地震 平成28年鳥取県中部地震	平成27年関東東北豪雨 平成30年7月豪雨、他	平成25年伊豆大島土砂災害 平成26年広島市土砂災害 平成30年7月豪雨、他

なお、災害廃棄物の発生量については、みよし市地域防災計画-地震災害対策計画-において目標値に設定されている南海トラフ地震の「過去地震最大モデル※」を想定する災害とし、地震発生に伴い生じる災害廃棄物について検討を行います。

※南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの(宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震)を重ね合わせたモデルである。県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

### 3 対象とする廃棄物

災害時に発生する廃棄物は、表 6-3 及び表 6-4 に示すとおりで、災害廃棄物の他に通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要があります。災害廃棄物には、市民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物があります。

なお、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は本計画の対象としません。また、道路や鉄道等の公共施設等からの廃棄物の処理については、管理者が行うことを基本とします。

表 6-3 対象とする廃棄物（災害によって発生）

種類
可燃物/可燃系混合物、木くず、畳・布団、不燃物/不燃系混合物、コンクリートがら等 金属くず、廃家電（4品目）、小型家電/その他家電、腐敗性廃棄物、有害廃棄物/危険物、 廃自動車等、その他、適正処理が困難な廃棄物



表 6-4 対象とする廃棄物（被災者や避難者の生活に伴い発生）

種 類
<p>生活ごみ、避難所ごみ、し尿</p> <p>※生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外。</p>

#### 4 対象とする業務

災害廃棄物に関する業務は以下のとおり、平時から実施している一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分、再資源化だけでなく、「災害廃棄物の仮置場の管理」から「災害廃棄物の処理」や「災害廃棄物による二次災害の防止」等も含まれます。

##### （１）平時の業務

- ア 災害廃棄物処理計画の策定と見直し
- イ 災害廃棄物対策に関する支援協定の締結（災害支援全体に対する協定に災害廃棄物対策の内容を位置付けることを含む）や法令に基づく事前手続き
- ウ 人材育成（研修、訓練等）
- エ 一般廃棄物処理施設の耐震化や災害時に備えた施設整備
- オ 仮置場候補地の確保

##### （２）災害時の業務

- ア 散乱廃棄物や損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）
- イ 災害廃棄物の収集・運搬、分別
- ウ 仮置場の設置・運営・管理
- エ 中間処理（破碎、焼却等）
- オ 最終処分
- カ 再資源化（リサイクルを含む）、再資源化物の利用先の確保
- キ 二次災害（強風による災害廃棄物及び粉じんの飛散、ハエなどの害虫の発生、蓄熱による火災、感染症の発生、余震による建物の倒壊、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）に伴う石綿の飛散など）の防止
- ク 進捗管理
- ケ 広報、市民対応等
- コ 上記業務のマネジメント及びその他廃棄物処理に係る事務等

## 第2節 災害廃棄物対策

### 1 災害廃棄物発生量の推計

本市の種類別災害廃棄物発生量の推計結果は表 6-5 に示すとおりです。

南海トラフ地震を想定地震として発生する災害廃棄物発生量は約 23,400 t です。そのうち 52%がコンクリートがらとなっています。

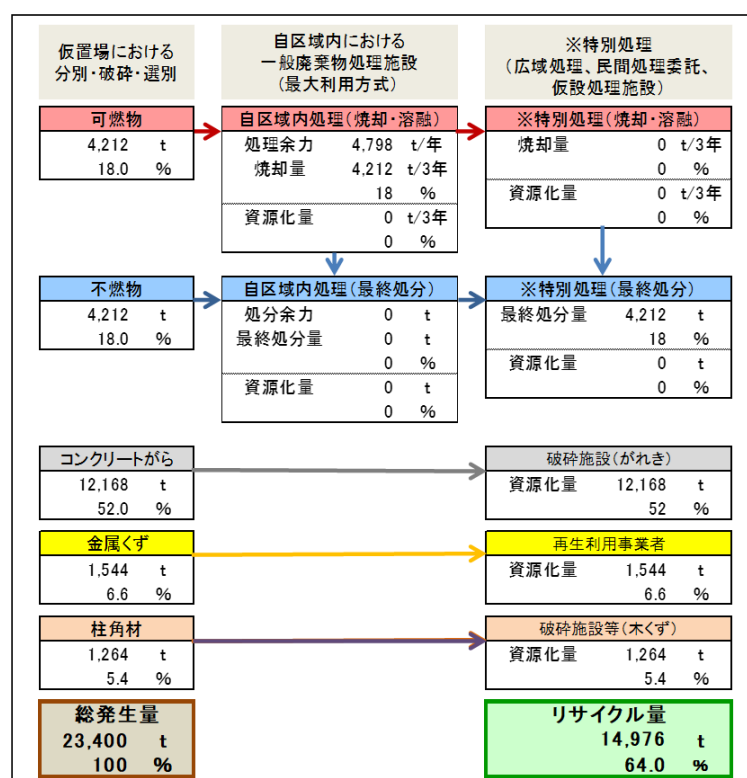
表 6-5 種類別災害廃棄物発生量推計結果

廃棄物種類	合計 (t)
可燃物	4,212
不燃物	4,212
コンクリートがら	12,168
金属	1,544
柱角材	1,264
合計	23,400

## 2 災害廃棄物処理の基本フロー案と処理の基本方針

本市で発生した災害廃棄物は、地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や最終処分場を最大限活用し、極力、自区域内処理に努めます。また、被災地の早期復旧、復興のためには、環境に配慮しながら災害廃棄物を早期に処理することが最重要であることから、概ね3年以内に処理を終了することを基本とします。

図 6-1 本市における災害廃棄物の基本処理フロー案と処理の基本方針



## 3 定期見直し

災害廃棄物処理計画は別途策定しており、具体的で実行性のある計画を担保していくために、定期的な見直しを行っていきます。

## 第7章 進行管理

本計画を確実に推進するため、適切な進行管理計画を立てることが必要です。一般的に計画等の継続的改善を図ることを目的として導入されている進行管理の方法であるPDCAサイクルを、本計画で掲げた数値目標の実現のためにも取り入れることとします。

本計画においては、1年ごとに施策の進捗を管理するためのサイクルが必要で、さらに、次期ごみ処理基本計画の策定に向けての本計画の評価に努めます。

